

原子力災害に備えた 出雲市広域避難計画

令和 4 年(2022) 5 月

出 雲 市

平成24年3月作成（暫定行動計画策定）

平成24年4月改定（機構改革による）

平成25年1月改定（避難受入先決定）

平成26年3月改定

令和3年10月改定

令和4年5月改定

目 次

第1章 広域避難計画の策定について	3
1. 本計画の位置づけ	3
2. 計画策定及び改定の経過	3
3. 計画策定に当たっての基本的な方針	4
第2章 広域避難計画策定の前提	8
1. 避難の対象地域	8
2. 避難先地域	8
3. 防護措置の考え方	8
(1) 発電所の状態等に応じた防護措置の準備及び実施	9
(2) 放射性物質が周辺環境へ放出された場合の防護措置の実施	10
第3章 避難等に係る連絡体制	11
1. 島根県の体制	11
2. 出雲市の体制	14
(1) 市の広報体制等	14
(2) 広報のタイミング	14
(3) 相談窓口の設置	15
(4) 情報連絡、住民広報手段の確保	15
(5) 市災害体制の設置基準	16
(6) 災害対策本部の設置場所	17
(7) 災害対策本部の退避先	17
第4章 避難体制	18
1. 住民（一般）の避難体制	18
(1) 避難の流れ	18
(2) 避難先等の確保、周知	18
(3) 避難手段及び避難ルート等	19
(4) 園児、児童、生徒等への対応	20
(5) 外国人への対応	20
(6) 一時滞在者（観光客等）への対応	21
(7) 避難の確認等	21
(8) 避難完了の確認等	21
(9) 指定避難先以外に避難した住民の把握	21
(10) 避難が長期化した場合の対応	21
2. 避難行動要支援者等の避難体制	23
(1) 避難の流れ	23

(2) 避難先の確保、周知	24
(3) 避難手段及び避難ルート等	24
(4) 各施設別の避難計画の策定	24
(5) 在宅避難行動要支援者等の支援等	24
(6) 避難が長期化した場合の対応	25
3. 避難退域時検査体制の整備	25
4. 安定ヨウ素剤の配布体制の整備	25
第5章 避難住民の支援体制等	26
1. 避難所（一般）、避難経由所の開設、運営等	26
(1) 開設、運営等	26
(2) 避難物資の確保	26
2. 広域福祉避難所（避難行動要支援者等用）の開設、運営等	27
(1) 開設、運営	27
(2) 避難行動要支援者等のケア	27
(3) 資機材・物資の確保	27
第6章 実効性向上のための取組	28
1. 国による広域避難の支援体制の強化	28
2. 避難先自治体との連携体制の強化	28
3. 避難計画の住民への周知と住民理解の促進	28
資料1 出雲市避難受入先一覧	29
資料2 一時集結所一覧	30
資料3 安定ヨウ素剤備蓄場所一覧	31
資料4 避難ルート・避難退域時検査候補地・避難経由所（市内避難）一覧	32
資料5 避難ルート・避難退域時検査候補地・避難先市町・避難経由所（市外避難）一覧	33
資料6 避難所（市内避難）一覧	40
資料7 避難所（市外避難）一覧	42
資料8 広域福祉避難所（候補施設）一覧	48
資料9 避難退域時検査場所候補地一覧	51
資料10 島根原子力発電所30km圏の現況	52

第1章 広域避難計画の策定について

1. 本計画の位置づけ

- 本計画は、中国電力㈱島根原子力発電所において、原子力災害が発生し、広域的な避難が必要となる場合に備え、住民の避難計画として策定したものである。
- 本計画は、改定時点の国の法令等の諸規定や関係団体との調整に基づくものであり、今後においても、国における原子力災害対策指針の改定、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正や関係自治体等との調整状況を踏まえ、適宜、本計画を見直し、改定を行うこととする。
- 市は、島根県広域避難計画を基として出雲市広域避難計画を改定するものとする。
- 本計画は、出雲市地域防災計画（原子力災害対策編）の下部計画として位置付けるものであり、本計画に定めのないものについては、出雲市地域防災計画等によるものとする。

2. 計画策定及び改定の経過

平成23年3月11日に発生した東京電力㈱福島第一原子力発電所の原子力災害では、従来の「防災対策を重点的に充実すべき区域（E P Z）」の目安である10kmの範囲を大きく超える地域に避難指示などが出され、さらに放射性物質の影響は広範囲に及び、住民避難が長期化するなど従来の原子力防災体制では、十分な対応ができない状況となった。

市は、平成24年3月に、國の方針が全て明示されない状況の中、福島原発と同様な事故が発生した場合に備え、「出雲市原子力災害暫定行動計画」を策定した。

平成24年9月には、國の防災基本計画（原子力災害対策編）が改正され、PAZ（原子力発電所から5km圏内）及びUPZ（原子力発電所から5～30km圏内）を管轄に含む地方公共団体は、地域防災計画（原子力災害対策編）を策定し、計画の中で広域避難計画をあらかじめ策定することとされた。

その後、県は、平成24年11月、関係4市（松江市・出雲市・宍道市・雲南市）との連携により、県内市町及び中国各県・市町村の協力を得て、市の避難先を広島県内の市町とした「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」を策定し、市においては、平成25年1月に、市内における避難先を定めた。

さらに、平成25年9月の國の原子力災害対策指針の改正を踏まえて、平成26年3月には、より実効性のある詳細な計画として「原子力災害に備えた出雲市広域避難計画」を策定した。

一方、避難計画の具体化、充実化については、平成27年3月に國の関係省庁や関係自治体が参加する島根地域原子力防災協議会（以下「協議会」という。）が設置されて以降、協議会の作業部会で避難に関する具体策等についての検討が進められ、令和3年7月30日に協議会において、出雲市広域避難計画を含

む「島根地域の緊急時対応」が指針等に照らし具体的かつ合理的であることが確認され、同年9月7日の原子力防災会議において、協議会における確認結果の報告があり、了承された。

この間、国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針、島根県広域避難計画等の改定が行われ、これらと整合性を図るため、令和3年10月、本計画を改定した。

その後、島根県広域避難計画について所要の修正が行われていることから、これと整合性を図るため、令和4年5月、本計画を改定する。

3. 計画策定に当たっての基本的な方針

本計画は、出雲市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、国の原子力災害対策指針の改定や、県が作成した「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」との整合を図りつつ、下記に示す4点を基本方針として策定した。

- ①住民や防災関係者等への情報伝達が確実に行えるよう体制を整えるとともに、避難先及び避難ルート等をあらかじめ明示すること。
- ②島根原子力発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分及び緊急時活動レベル（E A L）、運用上の介入レベル（O I L）の基準に応じて、防護措置を実施すること。
- ③避難行動要支援者（在宅避難行動要支援者、社会福祉施設入所者、病院入院患者等）の安全かつ迅速な避難を図ること。
- ④本計画は、避難先自治体の理解と協力を得て策定するものであり、地域防災計画（原子力災害対策編）と合わせ、策定時及び改定の都度、避難先自治体に共有する。

《用語解説》

【P A Z : Precautionary Action Zone】

予防的防護措置を準備する区域：原子力施設から概ね 5 km 圏

国の原子力災害対策指針で定められた原子力災害対策重点区域で、急速に進展する事故においても、放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避又は最小化するため、E A L（緊急時活動レベル）に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

【U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone】

緊急防護措置を準備する区域：原子力施設から概ね 5 ~ 30 km 圏

国の原子力災害対策指針で定められた原子力災害対策重点区域で、確率的影響のリスクを低減するため、E A L（緊急時活動レベル）、O I L（運用上の介入レベル）に基づき、緊急防護措置（避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等）を準備する区域

【確定的影響と確率的影響】

放射線の人体への影響のあり方には「確定的影響」と「確率的影響」があり、このような影響の受け方の違いに基づいて、放射線防護のための考え方が定められている。

(確定的影響)

一定量以上の放射線を受けると現れる影響のことで、比較的多量の放射線を被ばくした場合に生じる脱毛、白内障、不妊、造血機能低下などが該当する。

確定的影響は、放射線を受ける量を一定量（しきい値）以下に抑えることで防ぐことができる。

(確率的影響)

放射線を受ける量が多くなるほど影響が現れる確率が高くなるとみなされる影響のことで、遺伝子の突然変異等などが原因で発生するがんや白血病などが該当する。

確率的影響には、しきい値がないと仮定されているが、放射線量の大きさによる症状の重さの違いは見られない。

【緊急時活動レベル (EAL : Emergency Action Level)】

国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準

原子力施設の深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価する緊急時活動レベルとして次の 3 つの区分に設定される。

①警戒事態 (A L : Alert)

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階

※施設敷地緊急事態要避難者

PAZ 内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 8 条第 2 項第 15 号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

②施設敷地緊急事態 (S E : Site area Emergency)

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階

③全面緊急事態 (G E : General Emergency)

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

【運用上の介入レベル (OIL:Operational Intervention Level)】

国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準

空間放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する運用上の介入レベルとして設定される。

【避難等防護措置】

①避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばく低減を図るもの

避難	空間放射線線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため、緊急で実施するもの
一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの

②屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図るもの

特に、病院や社会福祉施設等においては、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

③飲食物摂取制限

飲食物摂取制限は、経口摂取による被ばく影響を防止するための防護措置であり、飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超える飲食物に摂取制限を実施するもの

④安定ヨウ素剤の服用

避難等に併せて安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用することにより放射性ヨウ素の甲状腺への蓄積を減らし、内部被ばくの低減を図るもの

【避難退域時検査及び簡易除染】

原子力災害時において、O I Lに基づく防護措置として避難等を行う際に、避難等を行う住民等の放射性物質による汚染状況を確認するため、除染が必要なレベルの外部汚染がないかを確認する。検査の結果、除染を行う判断基準であるO I L 4を超える外部汚染があった場合には、O I L 4以下にするために簡易除染等を実施する。

(O I L 4：体表面に付着した放射性物質の不注意な経口摂取、皮膚の汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準)

第2章 広域避難計画策定の前提

1. 避難の対象地域

広域避難計画の対象とする地域は、出雲市地域防災計画（原子力災害対策編）に定める「出雲市における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」とする。

【出雲市における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲】

島根原子力発電所2号炉

地域	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域
出雲地域	今市地区、大津地区、塩治地区の一部（塩治善行町、塩治町の一部[*]）、塩治有原町、上塩治町、天神町、築山新町）、高松地区の一部（白枝町、浜町）、四絡地区、高浜地区、川跡地区、鳶巣地区、上津地区、稗原地区の一部（宇那手町、稗原町）、朝山地区の一部（朝山町）
平田地域	平田地区、灘分地区、国富地区、西田地区、鰐淵地区、久多美地区、檜山地区、東地区、北浜地区、佐香地区、伊野地区
大社地域	遙堪地区、鵜飼地区
斐川地域	莊原地区、阿宮地区、出西地区、伊波野地区、直江地区、久木地区、出東地区

[*] 塩治町の一部とは、県道多伎江南出雲線より北側の区域をいう。

2. 避難先地域

避難対象範囲	避難先市町名又は地区名	
出雲市における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域	①市内避難	古志、神門、神西、長浜、須佐、窪田、多伎、湖陵、大社、荒木（10地区）
	②市外避難 (広島県)	広島市、呉市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町（12市町）

3. 防護措置の考え方

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づき、地方自治体に対して、国から避難指示等の防護措置の発令が指示される場合には、原子力災害対策指針（以下、「指針」という。）に示されている考え方によつて、島根原子力発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分及び緊急時活動レベル（E A L）、運用上の介入レベル（O I L）の基準に応じて、避難等の指示が行われる。

(1) 発電所の状態等に応じた防護措置の準備及び実施

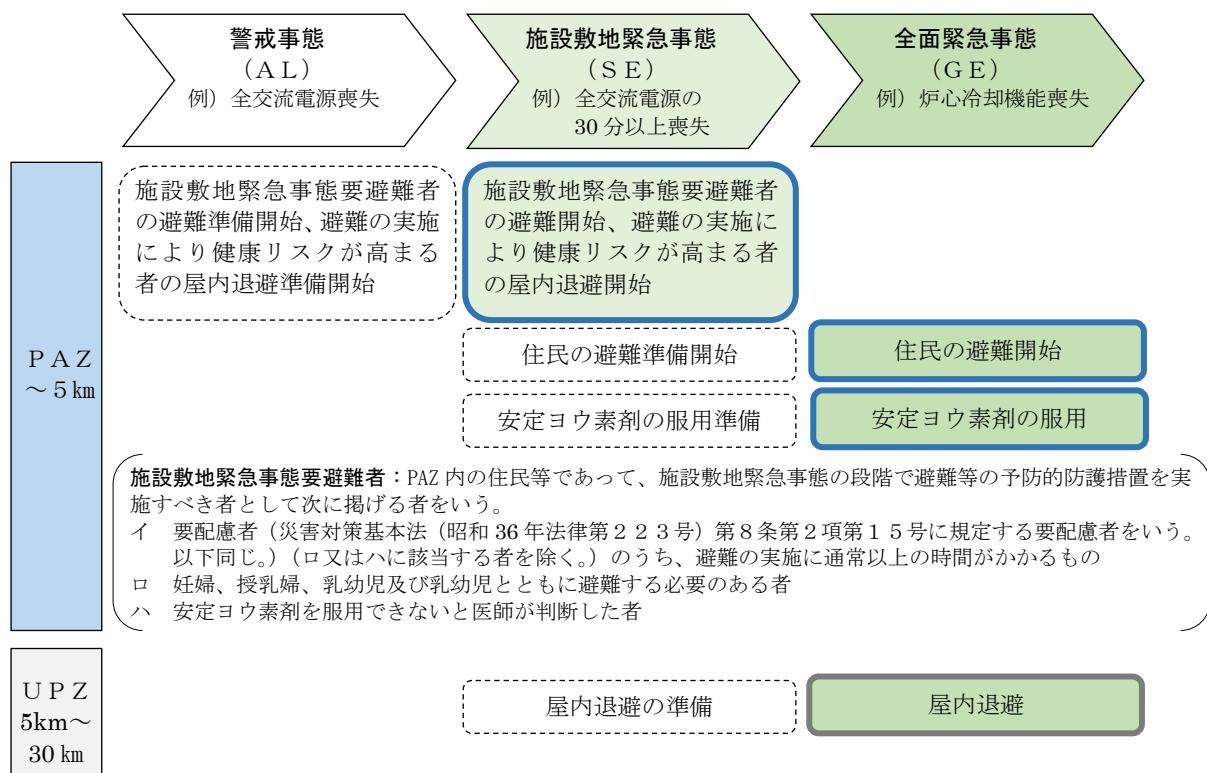
P A Zにおいては、発電所において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の周辺環境への放出前の段階から、発電所の状態等が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のいずれに該当するかに応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ・情報収集事態
- ・警戒事態
- ・施設敷地緊急事態
- ・全面緊急事態

また、U P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置として、屋内退避を原則実施する。U P Z外においても、発電所から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。

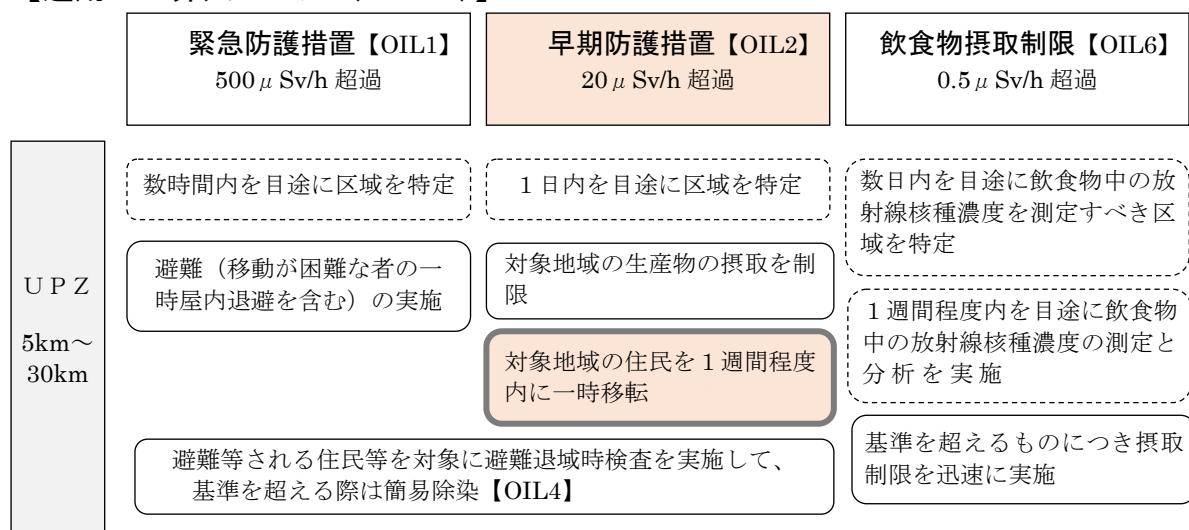
【緊急時活動レベル（E A L）】



(2) 放射性物質が周辺環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が周辺環境に放出された場合、U P Z 及びU P Z外においては、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L）と照らし合わせ、必要な防護措置を国県と協力し実施するものとする。

【運用上の介入レベル（O I L）】



第3章 避難等に係る連絡体制

1. 島根県の体制

島根原子力発電所において、異常等や緊急事態区分に該当する事象が発生した場合、県は、関係する自治体及び防災関係機関等に対して島根原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行う。

ア 関係4市（松江市、出雲市、安来市及び雲南市）への情報連絡

島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、環境放射線異常時以降、島根原子力発電所での事故、トラブル、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行う。

イ 関係4市を除く県内市町村への情報連絡

島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、発電所異常時以降、島根原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行う。

ウ 鳥取県を除く中国各県への情報連絡

島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、発電所異常時（島根県対策会議設置に至る場合）以降、島根原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行う。

エ 指定地方公共機関への情報連絡

島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、警戒事態発生時以降、島根原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行う。

オ 交通機関や自衛隊、海上保安庁等関係機関への情報連絡

島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、施設敷地緊急事態発生時以降、島根原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行う。

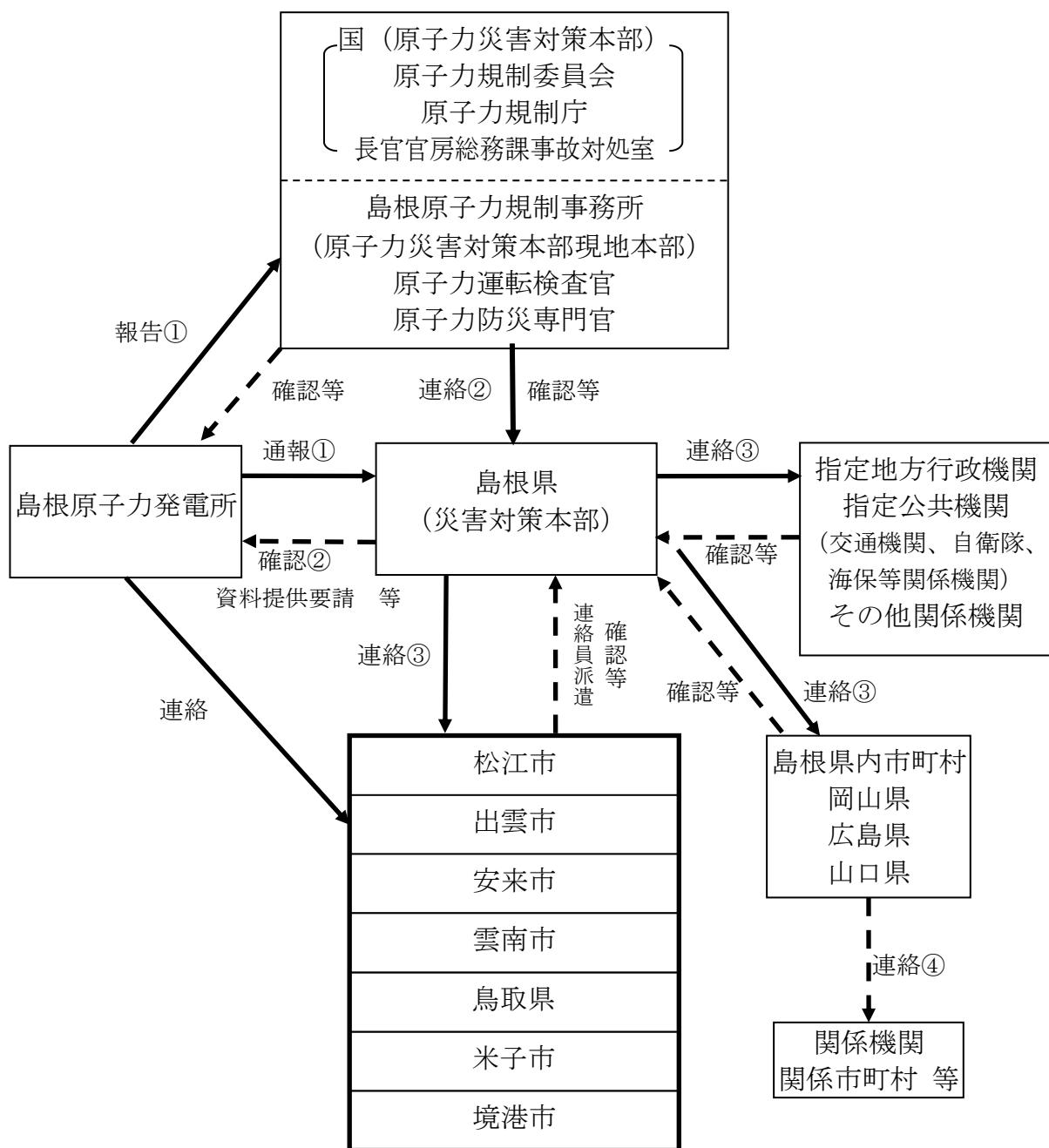
カ 県民への情報提供

島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、警戒事態発生時以降、報道機関への放送要請や県ホームページ、防災メールなどを通じて、島根原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報提供を行うこととし、その際には住民等が理解しやすい表現を用いる。

主な情報連絡の段階	主な連絡内容
①環境放射線異常時、発電所異常時 (島根県対策会議設置時)	・事故の状況、県の対応状況 等
②警戒事態	・警戒事態となった旨の連絡、事故の状況、県の対応状況 ・P A Z内の避難に備えた体制、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備 等

③施設敷地緊急事態 (原災法10条通報)	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県災害対策本部設置 ・施設敷地緊急事態となった旨の連絡、事故の状況、県の対応状況 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難指示 ・P A Z 内の避難準備連絡 ・U P Z 内の屋内退避準備 等
④全面緊急事態 (原災法15条該当)	<ul style="list-style-type: none"> ・全面緊急事態となった旨の連絡、事故の状況、県の対応状況 ・緊急事態宣言発出 ・P A Z 内の避難指示 ・U P Z 内の屋内退避指示 等
⑤O I L超過時	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象地域の避難等指示

【島根県の情報連絡系統図（県対策会議設置以降）】



【凡例】

○数字 : 連絡等順番

→ : 必要と認めたとき

2. 出雲市の体制

市は、災害対策本部を設置するなど、情報連絡体制等を確立し、島根原子力発電所からの事故等に関する情報や、国や県からの避難準備、屋内退避及び避難等に関する情報連絡があった場合は、住民広報や関係機関に対する情報連絡を速やかに行う。

(1) 市の広報体制等

- ア 市は、住民に対して、島根原子力発電所の事故等に関する情報の住民広報を適宜行い、国や県から避難指示及び避難準備情報等の発令を指示された場合については、速やかに発令する。
- イ 在宅の避難行動要支援者や社会福祉施設、保育所、幼稚園、学校、病院などに対して、必要な情報が確実に伝わる体制を整える。

(2) 広報のタイミング

- ア 市は、住民広報について、あらかじめ広報のタイミング、内容等を整理し、住民等にとって理解しやすい表現を用いる。
- イ 島根原子力発電所で重大な事故等が発生した場合には、住民及びコミュニティセンター（地区災害対策本部）、学校等に対し住民広報を適宜行う。
- ウ 島根原子力発電所で事故、災害が進展し、国や県から避難準備、屋内退避及び避難等に関する情報連絡があった場合は、速やかに住民及びコミュニティセンター（地区災害対策本部）、学校等に対し住民広報を行う。

<住民広報のタイミング（例示）>

- ア 特定の緊急事態区分に至った場合（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）
- イ 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行った場合
- ウ 特別の体制（警戒本部、災害対策本部設置等）をとった場合
- エ 事故や災害の状況等に大きな変化があった場合
- オ 屋内退避、避難準備、避難等を指示する場合
- カ 安定ヨウ素剤の服用を指示する場合
- キ 放射性物質が放出された場合
- ク モニタリングの状況がまとめた場合
- ケ その他情報提供が必要な場合（広報の間隔があいた場合 等）

<住民広報の内容（例示）>

- ア 事故等の状況
- イ 市、関係機関の対応状況
- ウ 屋内退避、避難準備、避難等指示に関する事項
(対象地域、集合場所、避難先、避難ルート、注意事項 等)
- エ その他（注意事項 等）

(3) 相談窓口の設置

市は、国及び県と協力して、住民の不安に答えるための住民相談窓口を設置する。

(4) 情報連絡、住民広報手段の確保

県及び市は、島根原子力発電所の事故、災害の状況、避難準備、避難指示情報等必要な情報が、住民及び関係者に迅速かつ的確に伝わるよう、情報通信体制や住民広報体制の整備を行う。

ア 県及び関係4市は、島根原子力発電所、国等関係機関との情報連絡を行うための通信連絡体制の整備を行う必要があり、複数手段により通信が確保できる体制とともに、万が一に備え市から県へ連絡員を派遣する体制を整える。

イ 市は、避難準備、屋内退避及び避難等の情報が住民に対して確実に伝わるよう、以下の複数手段により住民広報を行う体制を整える。

①FAX（電話回線、インターネット回線）

地区災害対策本部への主な情報伝達手段

②防災行政無線

防災行政無線の放送範囲：市内全域

③エフエムいづも

エフエムいづもが運営するコミュニティFM

有効区域：市内平野部（佐田、多伎、大社海岸部、平田海岸部を除く）

④大社ご縁ネット

大社地域限定の有線放送

有効区域：大社地域

⑤ひらたCATV 音声告知端末 テロップ放送

ひらたCATVが運営するケーブルテレビ。平田行政センターから音声による告知放送ができる。

有効区域：平田地域

⑥出雲ケーブルテレビ L字放送

出雲ケーブルビジョンが運営するケーブルテレビ。緊急時には防災安全課からメッセージを入力しテロップ放送ができる。

⑦いづも防災メール

登録制のインターネットメール

⑧緊急速報メール（エリアメール）

出雲市内の携帯電話、スマートフォン保有者に対して一斉に避難情報等を伝達できる。

有効範囲：出雲市内全域（携帯電話通話可能区域）

※携帯電話の機種によっては受信できない場合がある。

⑨市広報車による広報

市は、避難対象範囲の市民等に対して、広報車による広報活動を隨時行う。

⑩出雲市ホームページ

⑪SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

(5) 市災害体制の設置基準

区分	体制決定者	人員	設置基準	主な処理事項
【注意体制】	防災安全部長	防災安全部長が必要と認めた課の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所から、協定第9条の異常時における連絡があったとき ・情報収集事態の発生を認知したとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報収集と共有 2. 職員への注意喚起 3. 発電所への職員派遣
【警戒体制】	副市長	防災安全部長が副市長と協議し、必要と認めた部・課の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所から、協定第9条の異常時における連絡があり、防災安全部長が副市長と協議し安全確認等を行う必要があると認めたとき ・警戒事態【AL】(例:全交流電源喪失)の発生を認知したとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報収集と共有 2. 職員への準備喚起 3. 関係機関との連絡 4. 地区災害対策本部(自主防)への情報提供
災害対策本部 第1次 災害体制	市長	防災安全部長が副市長と協議し、必要と認めた部・課の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・施設敷地緊急事態【SE】(例:全交流電源30分以上喪失)の通報を受けたとき ・施設敷地緊急事態の通報がなされない場合であっても、原子力防災対策上必要と認められるとき ・その他、市長が原子力防災上必要と認めたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報収集 2. 職員への準備喚起 3. 関係機関との連絡 4. 地区災害対策本部(自主防)設置要請 5. 地区担当職員出動 6. 住民広報 7. 相談窓口開設 8. 一時集結所担当・避難バス添乗職員出動準備 9. 避難所運営班出動準備 10. OFCへ副市長派遣 11. OFCへ職員派遣 12. 体制移行準備
災害対策本部 第2次 災害体制	市長	全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・全面緊急事態【GE】(例:炉心冷却機能喪失)の発生の通報を受けたとき ・原子力緊急事態宣言が発出されたとき ・原子力緊急事態宣言が発出されない場合であっても、原子力防災上必要と認められるとき ・その他、市長が原子力防災上必要と認めたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報収集 2. 一時集結所担当・避難バス添乗職員出動 3. 避難所運営班出動 4. 避難状況確認 5. 安否確認 6. 住民広報 7. 举市の災害対策 8. 相談窓口開設

(6) 災害対策本部の設置場所

出雲市の災害対策本部は、市庁舎3階庁議室・大会議室に設置する。

電話 0853-21-6211

FAX 0853-21-6574

代表メール bousai@city.izumo.shimane.jp

(7) 災害対策本部の退避先

市は、市の庁舎の所在地が避難のための立ち退き指示をうけた地域に含まれた場合は、次の順位により次の施設に退避する。

順位	退避先施設の名称	連絡先
1	出雲市消防本部	電話 0853-21-2119 FAX 0853-21-8241 Eメール soumu@izumo119.or.jp
2	佐田行政センター	電話 0853-84-0111 FAX 0853-84-0579 Eメール s-shimin@city.izumo.shimane.jp
	多伎行政センター	電話 0853-86-3111 FAX 0853-86-3561 Eメール tk-shimin@city.izumo.shimane.jp
	湖陵行政センター	電話 0853-43-1212 FAX 0853-43-1433 Eメール k-shimin@city.izumo.shimane.jp
	大社行政センター	電話 0853-53-4444 FAX 0853-53-4493 Eメール ts-shimin@city.izumo.shimane.jp

第4章 避難体制

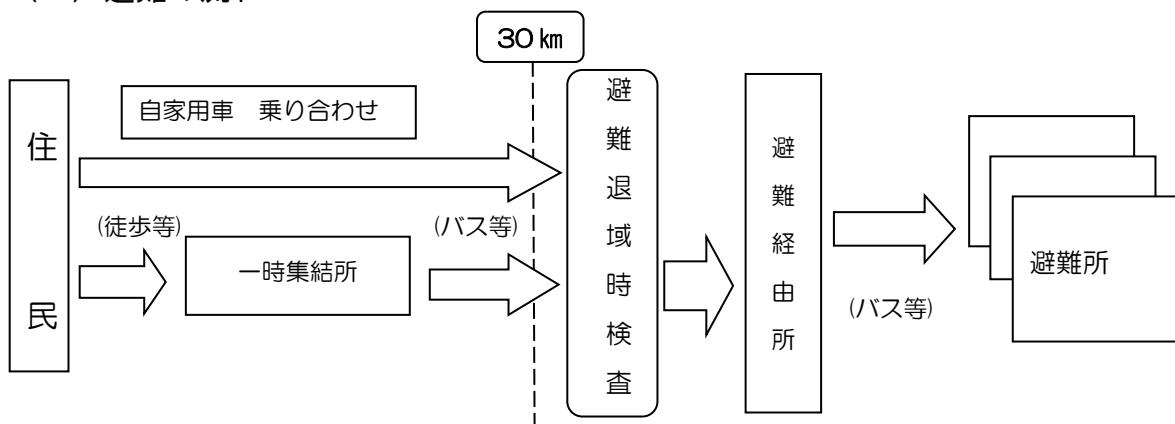
1. 住民（一般）の避難体制

一般住民については、自家用車で避難する場合、渋滞を緩和させるため乗り合わせを原則とし、定められた避難ルートにより避難経由所に向かう。

自家用車避難が困難な住民については、市が設置する一時集結所等からバス等公共的手段による集団避難を実施する。

また、受入先や避難手段の確保等の避難準備を早期段階から行い、安全で迅速な避難を実施する。

（1）避難の流れ



※避難退域時検査は、放射性物質が放出された後に避難を開始した場合に必要となり、避難ルート上に設置し、避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染等を実施する。

- ア 県及び市は、島根原子力発電所における事故等の状況や屋内退避準備の発出を報道機関や住民広報を通じて住民へ適切に周知する。
- イ 屋内退避準備の発出があった段階で自宅へ帰宅し、屋内退避や避難に必要な物資等を用意するなど事故等が進展した場合の準備を行い、避難指示が発令された場合は、自宅から避難することを原則とする。
- ウ ただし、事故等の急速な進展等により避難開始までに時間的余裕がない場合や、学校等、職場等からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所からの避難を行う。

（2）避難先等の確保、周知

- ア 避難時の混乱を避け、地域コミュニティ維持や円滑な避難住民支援を行うため、コミュニティセンター単位（一部は町単位）で避難ができるよう、市及び県は、避難先自治体の協力を得て、あらかじめ避難先（避難所等）を選定し、一時集結所、避難ルート等と合わせて住民へ事前に周知する。
- イ 市は、あらかじめ避難住民の集合場所となる一時集結所の選定を行う。

一時集結所選定の基準（例示）

- ア 通信連絡手段が確保できること
- イ 緊急時に開設が可能であること
- ウ コンクリート造が望ましいこと
- エ 地区の人口、集合時間等を踏まえ適切な位置にあること
- オ 対象人口を踏まえ適切な規模、設備（トイレ等）を有していること
- カ バス等大型車両が付近まで進入可能であること 等

- ウ 市及び県は、避難先自治体が段階的な避難所の開設や避難所への誘導を円滑に行えるよう、避難先自治体の協力を得て、あらかじめ避難先自治体内に避難住民が一旦立ち寄る避難経由所を選定する。
- エ 避難の実施が見込まれる段階で、県は市と連携し、あらかじめ定めてある避難先自治体へ避難の受入を要請し、避難準備を整える。
- オ 市は避難を実施する段階で、避難先及び避難ルート等を含む避難に関する住民広報を行い、避難を実施する。
- カ なお、あらかじめ定めている避難先自治体が、被災等によって避難の受入が困難な場合は、県は国と連携して、あらためて他の自治体等と避難住民の受入の調整を行う。

（3）避難手段及び避難ルート等

①避難手段の確保

- ア 自家用車で避難する場合は、渋滞を避けるため乗り合わせを原則とする。
- イ 自家用車避難が困難な住民は一時集結所から、学校等から避難する場合の園児、児童、生徒等は学校等から、バス等の避難手段により集団避難を行う。
- ウ バス等の避難手段については、県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら、一時集結所、学校等必要な箇所へ手配する。
- エ 鉄道や船舶での避難が可能な場合は、事業者の協力を得て積極的に活用する。
- オ 県は、バス等での避難が困難な場合や確保台数が不足する場合は、自衛隊や海上保安庁へ車両、船舶、ヘリコプター等の派遣要請を行う。

②避難ルートの設定

- ア 避難先を踏まえ、県及び市は地区毎にあらかじめ幹線を中心に避難ルートを設定する。
- イ 避難の実施が見込まれる段階で、県及び市は、原子力災害や事故の状況、交通渋滞の状況や避難先の決定状況等を踏まえて、島根県警察本部等関係機関とあらかじめ定めてある避難ルートを基本に再調整を行い、避難ルートを決定する。

③避難誘導・交通規制体制の整備

- ア 避難を円滑に実施するため、島根県警察本部は、道路管理者や他県の警察本部等と連携し、あらかじめ広域避難実施時における避難誘導・交通規制体制を整える。
- イ 島根県警察本部は、避難誘導・交通規制体制の整備と併せ、緊急交通路の確保についてもあらかじめ検討する。
- ウ 島根県警察本部は、広域避難実施時には、災害の状況や避難ルートの設定状況を踏まえて、あらかじめ定めてある避難誘導・交通規制体制等を基本に再調整し、避難住民の避難誘導・交通規制を実施する。

④避難住民の支援体制の整備

県は、避難時における食料・飲料水支援、給油、救護、トイレ等の住民支援が円滑に実施できるよう、避難ルート付近での支援ポイントの設定や物資の集積・支援等の体制について、国や関係する自治体等と連携して検討を進める。その際には、要配慮者や女性への配慮に留意するものとする。

(4) 園児、児童、生徒等への対応

- ア 警戒事態等以降の段階で、事故の状況や各学校等の周辺状況を踏まえた、県及び市が開催する対策会議等の協議に基づき、園児、児童、生徒等の保護者への引渡しや避難等について、県教育委員会又は市教育委員会からは指示※1、県又は市の担当部局からは情報提供※2を各学校等に対して行う。
 - イ 各学校等は、保護者への引き渡しに関する指示又は情報提供を受けた場合、園児、児童、生徒等を安全に保護者に引き渡すための対応をとり、園児、児童、生徒等は自宅から保護者等と一緒に避難を行うことを原則とする。
 - ウ 各学校等は、避難に関する指示及び情報提供を受けた場合、保護者に引き渡すことができないなどの理由により、学校等に残っている園児、児童、生徒等については、バスによる集団避難を実施し、避難先で保護者に引き渡す対応をとる。
 - エ 県は、各学校等のマニュアル策定にあたり必要な情報をまとめた手引をあらかじめ作成し、市及び市教育委員会等に通知する。
 - オ 各学校等は、災害時に適切に対応できるよう学校毎のマニュアルを策定する。
- ※1 県教育委員会又は市教育委員会は、所管の県立学校及び市立学校・幼稚園へ指示
※2 県又は市担当部局は、高等教育機関、私立学校・幼稚園、保育園へ情報提供

(5) 外国人への対応

- ア 県及び市は、外国人に対して、島根原子力発電所での事故の状況、避難等指示、避難準備情報等の情報が正確に伝わるよう、適切に状況提供を行う。
- イ この場合、民間国際交流団体等と連携し、やさしい日本語や外国語などによる情報提供に努めるなど配慮する。

(6) 一時滞在者（観光客等）への対応

- ア 県及び市は、観光客等一時滞在者に対して、島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、警戒事態発生時以降、報道機関などを通じるほか観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行うとともに自家用車等による早期帰宅を求める。
- イ また、屋内退避指示が出されるまでに移動手段が確保できず、帰宅等ができなかった場合には、最寄りの公共施設や宿泊施設等で屋内退避を行う。
- ウ 屋内退避後は、一時移転等が指示された場合、最寄りの一時集結所から住民とともにバス等により避難し、避難先から公共交通機関等により帰宅する。

(7) 避難の確認等

- ア 避難バスでの避難者については、市職員が氏名・住所・連絡先を記載した避難者名簿を作成する。
- イ 自家用車で避難する場合の確認方法は、次のとおりとする。
- i) 避難する住民は自治会長等を通じて各地区災害対策本部に報告し、その後、地区災害対策本部は市災害対策本部に報告する。
- ii) 避難する住民が直接市災害対策本部へ報告する。
- ウ 出張等による一時的な不在者も、自家用車での避難と同様の方法で報告する。

(8) 避難完了の確認等

- ア 避難完了の確認は、市職員、消防団員、消防署員、警察署員、自衛隊員等が班編成し、市災害対策本部の指示又は要請により、戸別に訪問して行う。
- イ 避難を拒否する住民に対しては、市職員、消防団員、消防署員、警察署員、自衛隊員等が班編成し、定期的に戸別訪問の上、避難を促す。

(9) 指定避難先以外に避難した住民の把握

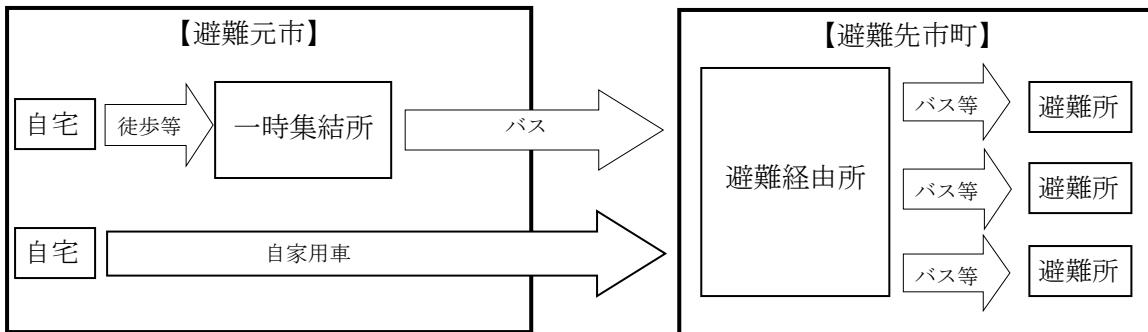
- 避難指示又は避難準備情報が発令された段階で、市外の親戚、知人宅等へ自主避難する住民が発生することが想定されることから、市は指定避難先以外に避難した住民の把握に努める。
- ア 市は、指定避難先以外に避難した住民の把握のため、あらかじめ災害対策本部の連絡先、退避先について周知する。
- イ 市は、個人でそれぞれ避難先を確保し、指定避難先以外に避難する住民が少なからず発生することを想定し、自治会及び自主防災組織等の協力を得て、指定避難先以外に避難する住民の把握に努める。

(10) 避難が長期化した場合の対応

- ア 避難が長期化すると見込まれる場合、国、県、市は、避難住民が避難先から賃貸住宅、仮設住宅等へできるだけ早期に移転できるようにする。
- イ 国、県、市等が連携をとりながら早期に調整を進め、避難後概ね6か月以内に移転を完了させる。

避難経由所について

<避難経由所のイメージ>



<避難経由所を開設するメリット>

- ① 避難経由所において、避難者の避難振り分けを実施するため段階的に避難所が開設でき、受入市町村の初期段階における避難所運営の負担が軽減できる。
- ② 大きな駐車スペースを持つ避難経由所の設定により、避難車両の駐車スペースが確保でき、避難先市町村内の渋滞緩和が図れる。
- ③ 土地勘がない避難住民にとって目的地が分かりやすくなり、混乱が少なくなる。
- ④ 避難経由所は、避難住民への情報提供等、一定のターミナル的な役割を果たすことができる。 等

- 避難経由所での集結状況により段階的に順次、避難所を開設
- 基本的にバスか徒歩で移動
- 避難所駐車場に余裕がある場合で、やむを得ない場合は自家用車で移動

※避難経由所を事後的に避難所、又は避難元市の支援拠点として使用することも可能

2. 避難行動要支援者等の避難体制

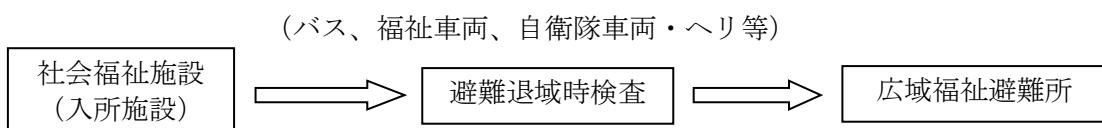
避難行動要支援者や避難所生活で介護等が必要な者（以下「避難行動要支援者等」という。）については、避難時及び避難所滞在時に特段の配慮が必要であることから、社会福祉施設入所者（グループホーム等入所者を含む、以下同じ。）及び在宅避難行動要支援者等は、広域福祉避難所（一般的の避難所より比較的生活環境が整った避難所等）へ避難を行うこととし、病院等入院患者は直接病院へ避難を行う。

また、避難行動要支援者等については、避難等に伴うリスクを軽減するため十分な準備が必要であり、受入先や避難手段の確保等の避難準備を早期段階から行い、安全で迅速な避難を実施する。

なお、国が定める地域で、即時避難が容易でない等の事情により、一定期間その場にとどまらざるを得ないことが想定される避難行動要支援者等は、必要に応じて避難準備が整うまでは放射線防護対策を実施した施設で屋内退避を行う。

（1）避難の流れ

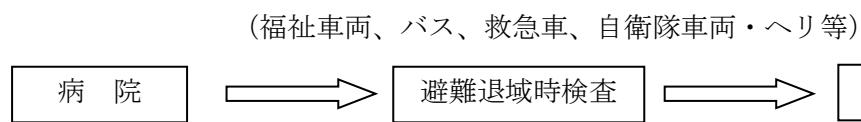
① 社会福祉施設入所者及び通所者



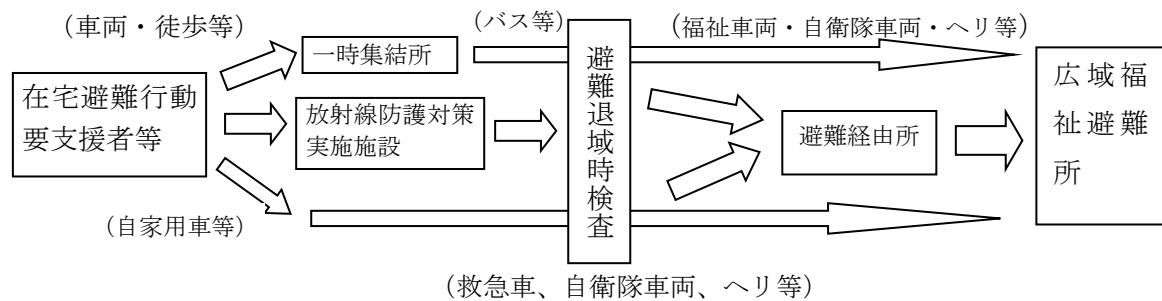
※ 社会福祉施設等（保育所を除く）の通所者については、放射性物質放出前の警戒事態の段階で通所施設から帰宅し、避難指示があった後、自宅等からの避難を行うことを原則とする。

なお、放射性物質放出前の警戒事態の段階で、帰宅する間がなく避難指示があった後は、施設の支援により一時集結所又は広域福祉避難所に避難を行う。

② 病院等入院患者



③ 在宅避難行動要支援者等



(2) 避難先の確保、周知

- ア 市及び県は、避難先自治体の協力を得て、あらかじめ社会福祉施設及び在宅避難行動要支援者等の避難先（広域福祉避難所等）を定めておき、避難ルートと併せて社会福祉施設等に周知しておく。
- イ 屋内退避の指示が見込まれる段階で、県及び市は、あらかじめ定めてある避難先自治体へ避難の受入を要請し、避難準備を整える。
避難先等が決定した段階で、市は該当施設へ避難先及び避難ルート等を連絡し、避難指示の発令後、準備が整い次第避難を行う。
- ウ 県は、入院患者の様々な症状等に応じた適切な受入先医療機関を迅速に確保する体制を整え、避難先の自治体との間で、あらかじめ受入先医療機関の調整方法を定め、その手順を明確にしておく。
- エ 病院避難については、UPZ内の病院等は遅くとも全面緊急事態の発生までに、県に入院患者の状況を報告する。
県は、あらかじめ定めた調整方法により入院患者の状態に応じた受入先医療機関を調整し、避難手段及び避難時の支援要員等を調整したうえで、該当病院等へ、その状況を連絡する。
連絡を受けた病院等は、受入先の医療機関と個別に受入調整を行い、速やかに避難を行う体制を整え避難を実施する。

(3) 避難手段及び避難ルート等

- ア バス、福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各施設、病院等が自ら確保できる避難手段のほかは、県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら一時集結所、各施設、病院等必要な箇所へ手配する。
- イ 県は、自衛隊、海上保安庁、運輸事業者等関係者等とあらかじめ協議し、避難行動要支援者等の避難手段確保の手順、体制を整える。
- ウ 避難ルートは、基本的に一般住民避難の場合のルートと同様とするが、ヘリコプターで搬送する場合を想定し、あらかじめ使用できるヘリポートを確認する。

(4) 各施設別の避難計画の策定

- ア 社会福祉施設（入所施設）、病院等は、あらかじめ原子力災害時の対応を定めた避難計画を策定する。
- イ 県は、社会福祉施設（入所施設）、病院等の計画策定が進むよう、ガイドライン策定等の支援を行う。

(5) 在宅避難行動要支援者等の支援等

- ア 市は県と連携し、自然災害等発生時の対応を基本に、在宅避難行動要支援者等への情報伝達、支援等の方法をあらかじめ定めておく。
- イ 特に、原子力災害の特性に鑑み、妊産婦、乳幼児及びその保護者への情報伝達、支援等の方法について、十分留意する。

(6) 避難が長期化した場合の対応

- ア 避難が長期化すると見込まれる場合は、国、県は市、社会福祉施設等と連携をとりながら早期に調整を進め、重度の避難行動要支援者等は、概ね1か月以内、それ以外は概ね6か月以内に社会福祉施設、仮設住宅、賃貸住宅等に移転できるようにする。
- イ 移転先が広範囲に及ぶことが想定されることから、県は国を中心とした支援体制の構築を働きかける。

3. 避難退域時検査体制の整備

- ア 県は、O I Lに基づく防護措置として避難等の指示を受けた住民を対象として、国からの指示に基づき、あらかじめ整備した体制により避難住民への避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染等を実施する。
- イ 避難退域時検査は、県が策定した「島根県避難退域時検査及び簡易除染実施計画」により、あらかじめ決定した検査候補地で実施する。

(参考 資料9)

4. 安定ヨウ素剤の配布体制の整備

- ア 県及び市は、国の判断に基づき安定ヨウ素剤の服用指示が出された際に、該当の避難住民等が速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、U P Z内の住民等に対して、遅くとも施設敷地緊急事態の発出後、速やかに安定ヨウ素剤を配布する。
- イ 安定ヨウ素剤の備蓄・配布・服用に関しては、県が策定した安定ヨウ素剤配布計画により、あらかじめ定めた方法により実施する。

第5章 避難住民の支援体制等

県及び市は、国や避難先自治体等と連携し、避難先地域での避難の受入や避難住民への支援が十分行えるよう、避難所運営や物資確保等の体制を整える。

1. 避難所（一般）、避難経由所の開設、運営等

（1）開設、運営等

①市外の避難所、避難経由所

- ア 避難所、避難経由所の開設は、避難の受入要請を踏まえて避難先自治体側が行う。
- イ 避難開始当初は、県及び市は住民避難の送り出しに全力をあげなければならぬいため、避難所、避難経由所の開設・管理、避難住民の誘導など避難住民の受入業務については、避難先自治体側が主体的に対応する。
- ウ 避難経由所の開設を優先的に進め、順次、必要な避難所を段階的に開設し、避難住民を避難所へ誘導する。
- エ 避難決定後、市は避難先自治体に連絡員を派遣する。
- オ できるだけ早期に、市は避難先自治体へ職員を順次派遣し、避難先自治体の指示のもと、避難経由所や避難所等の対応を行う。また、他地域等からの応援要員を積極的に受け入れる。
- カ できるだけ早期（避難開始後1週間から10日後を目途）に、避難住民、市職員、自主防災組織等による避難所の自主運営体制に移行することとし、市は例えば自主防災組織等を核とした自主運営体制をあらかじめ検討しておく。
- キ 避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず避難先自治体で引き続き行う。
- ク あらかじめ定めてある避難先自治体が被災等によって避難の受入が困難な場合や避難場所が不足する場合は、他地域への避難を検討する。

②市内の避難所、避難経由所

- ア 避難所、避難経由所の開設は、市が行う。
- イ 避難経由所の開設を優先的に進め、順次、必要な避難所を段階的に開設し、避難住民を避難所へ誘導する。
- ウ できるだけ早期（避難開始後1週間から10日後を目途）に、避難住民、市職員、自主防災組織等による避難所の自主運営体制に移行することとし、市は例えば自主防災組織等を核とした自主運営体制をあらかじめ検討しておく。
- エ あらかじめ定めてある避難先が被災等によって避難の受入が困難な場合や避難場所が不足する場合は、他地域への避難を検討する。

（2）避難物資の確保

- ア 避難所への食糧や毛布等避難物資については、県及び市は、国や関係事

- 業者、避難先自治体等に要請し、迅速に確保する。
- イ できるだけ早期に、国が中心となり、関係機関や他地域から大量の食糧や毛布等の避難物資が迅速かつ円滑に供給される体制を整える。

2. 広域福祉避難所（避難行動要支援者等用）の開設、運営等

（1）開設、運営

- ①市外の広域福祉避難所
- ア 広域福祉避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて避難先自治体側が行う。
- イ 開設、運営体制については、基本的に一般住民用の避難所と同様の対応とする。

②市内の広域福祉避難所

- ア 広域福祉避難所の開設は、市が行う。
- イ 開設、運営体制については、基本的に一般住民用の避難所と同様の対応とする。

（2）避難行動要支援者等のケア

- ア 避難行動要支援者等のケアについては、在宅の避難行動要支援者については家族が、社会福祉施設入所者については各施設職員が中心となって行う。
- イ ケア要員の不足が想定されることから、県及び市は、国や避難先自治体等に要請し、避難先地域や他地域等から医療、福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保する。

（3）資機材・物資の確保

- ア 避難行動要支援者等の避難に必要な資機材・物資等（介護ベッド、車椅子、医薬品等）について、県及び市は、国や関係事業者、避難先自治体等に要請し、迅速に確保する。
- イ できるだけ早期に、国が中心となり、関係機関や他地域等から大量の資機材・物資の支援を迅速かつ円滑に供給する体制を整える。

第6章 実効性向上のための取組

広域避難計画の実効性をより高めていくためには、国による広域避難の支援体制強化など諸課題の解決が不可欠であり、国への働きかけなどの対応を積極的に進めていく。

1. 国による広域避難の支援体制の強化

- ア 県境を越えて大量の住民が避難するような事態となった場合、避難元及び避難先自治体だけでは十分な支援が行えないため、国や他地域からの人的、物的支援が不可欠であり、避難住民への迅速な支援が行えるよう様々な機会を通じて国へ働きかけていく。
- イ 特に、避難行動要支援者等の避難にあたっては、複合災害時など、自衛隊や海上保安庁等のヘリ、船舶、車両等の避難手段やストレッチャーなどの搬送手段の確保、医療・介護要員の確保のほか、避難が長期に及ぶ場合の移転先の確保など国を挙げた支援が必要な状況が想定されることから、国に対して支援体制の充実化を働きかけていく。
- ウ 避難等を円滑かつ迅速に実施するため、県及び市の情報通信機器、防護資機材や避難退域時検査で必要となる資機材の確保が必要であり、国に対して、県及び市が行う各種原子力防災資機材等の確保に対する十分な財政支援を働きかけていく。

2. 避難先自治体との連携体制の強化

情報連絡体制、避難所・避難経由所・広域福祉避難所の運営等について、県及び市は引き続き避難先自治体と調整を行い、連携体制の強化を図っていく。

3. 避難計画の住民への周知と住民理解の促進

あらかじめ避難先や避難ルート等について住民へ周知するとともに、原子力災害時における行動のあり方、携行すべき物資、留意事項等についても、引き続き周知を行うことが必要であり、災害時における情報伝達手段についても充実化していく必要がある。

資料1 出雲市避難受入先一覧

市 内 避 難		市 外 避 難	
避難元地区	避難先地域・地区	避難元地区	避難先自治体
伊野	大社地域荒木地区	鰐淵	広島県海田町
東		国富	広島県安芸高田市
佐香		久木	
檜山		直江	広島県北広島町
灘分	大社地域杵築地区	阿宮	広島県安芸太田町
久多美	長浜地区	伊波野	広島県広島市
平田	湖陵地域	出西	
	佐田地域	高浜	
北浜	多伎地域	遙堪	
西田		四絡	
出東	神門地区	川跡	
	古志地区	大津	
莊原	神西地区	稗原	広島県坂町
補完	乙立地区	今市	広島県廿日市市
	日御崎地区	朝山	広島県大竹市
		鳶巣	広島県府中町
		上津	広島県熊野町
		塩治	広島県呉市
		高松	
		鵜飼	広島県江田島市

資料2 一時集結所一覧

地区	施設名
今市	今市コミュニティセンター、今市小学校、出雲科学館、ビッグハート出雲
大津	大津コミュニティセンター、大津小学校、第一中学校、出雲商業高校、出雲中央図書館
塩治	塩治コミュニティセンター、出雲市民会館、出雲工業高校、第二中学校、塩治小学校
高松	高松コミュニティセンター、高松小学校、浜山中学校
四絡	四絡コミュニティセンター、四絡小学校、第三中学校、出雲ドーム
高浜	高浜コミュニティセンター、高浜小学校
川跡	川跡コミュニティセンター、さんびーの出雲、川跡幼稚園、北陽小学校
鳶巣	鳶巣コミュニティセンター、県立大学出雲キャンパス、出雲北陵高校
上津	上津コミュニティセンター、上津小学校
稗原	稗原コミュニティセンター、稗原小学校、稗原交流センター
朝山	朝山コミュニティセンター、みなみ小学校、南中学校
平田	平田コミュニティセンター、平田文化館・福祉館、平田中学校、平田本陣記念館、平田高等学校、平田小学校
灘分	灘分コミュニティセンター、灘分小学校、向陽中学校
国富	国富コミュニティセンター、プラツツ金山館、国富小学校
西田	西田コミュニティセンター、西田小学校、旧光中学校
鰐淵	鰐淵コミュニティセンター、鰐淵小学校、お茶の里唐川館、猪目交流センター
久多美	久多美コミュニティセンター、さくら小学校
檜山	檜山コミュニティセンター、旧檜山小学校
東	東コミュニティセンター、青少年の家サンレイク、朝陽小学校
北浜	北浜コミュニティセンター、北浜小学校
佐香	佐香コミュニティセンター、三津町自治会館
伊野	伊野コミュニティセンター、伊野小学校
遙堪	遙堪コミュニティセンター、遙堪小学校、遙堪幼稚園
鵜鷺	鵜鷺コミュニティセンター、旧鵜鷺小学校
莊原	莊原コミュニティセンター、莊原小学校、四季莊
阿宮	阿宮コミュニティセンター
出西	出西コミュニティセンター、出西保育園、企業化支援センター
伊波野	伊波野コミュニティセンター、アクティーひかわ、西野小学校
直江	直江コミュニティセンター、斐川西中学校、中部小学校
久木	久木コミュニティセンター、JAしまねひかわ営農総合センター
出東	出東コミュニティセンター、斐川東中学校、出東小学校

資料3 安定ヨウ素剤備蓄場所一覧

備蓄場所（施設名）	安定ヨウ素剤（種類）
出雲市役所本庁	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)、ゼリー剤(16.3 mg)
出雲市役所平田行政センター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
出雲市役所大社行政センター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
出雲市役所斐川行政センター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
今市コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
大津コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
塩治コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
高松コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
四絡コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
高浜コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
川跡コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
鳶巣コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
上津コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
稗原コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
朝山コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
平田コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
灘分コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
国富コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
西田コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
鰐淵コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
久多美コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
檜山コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
東コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
北浜コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
佐香コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
伊野コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
遙堪コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
鶴鷺コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
莊原コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
阿宮コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
出西コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
伊波野コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
直江コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
久木コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)
出東コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤 (32.5 mg)

資料4 避難ルート・避難退域時検査候補地・避難経由所 (市内避難)一覧

避難元	避難ルート	避難退域時 検査候補地	避難経由所(住所)
伊野	①市道平田松江幹線⇒県道232号小伊津港線⇒国道431号⇒県道28号出雲大社線 ②国道431号⇒県道28号出雲大社線		浜山公園 (出雲市大社町北荒木1868-10)
東			
佐香			
檜山			
灘分	①国道431号⇒県道28号出雲大社線 ②県道161号斐川出雲大社線⇒県道28号出雲大社線	浜山公園	湖陵総合公園 (出雲市湖陵町三部737)
久多美	①県道232号小伊津港線⇒国道431号⇒県道28号出雲大社線 ②市道平田松江幹線⇒県道275号十六島直江停車場線⇒国道431号⇒県道28号出雲大社線		
平田	①国道431号⇒県道28号出雲大社線⇒国道431号⇒県道39号湖陵掛合線 ②国道431号⇒市道今市川跡日下線⇒国道9号⇒県道39号湖陵掛合線		
北浜	①国道431号⇒県道28号出雲大社線⇒国道431号⇒県道39号湖陵掛合線⇒国道184号 ②国道431号⇒市道今市川跡日下線⇒県道277号多伎江南出雲線⇒国道184号	出雲市役所佐田行政センター (出雲市佐田町反辺1747-6)	道の駅キララ多伎 (出雲市多伎町多岐135-1)
西田	①県道250号鰐淵寺線⇒県道275号十六島直江停車場線⇒国道431号⇒くにびき海岸道路 ②市道多井釜浦塩津線⇒県道275号十六島直江停車場線⇒国道431号⇒くにびき海岸道路 ③県道23号斐川一畑大社線⇒県道232号小伊津港線⇒国道431号⇒くにびき海岸道路		
莊原	①国道9号⇒国道431号 ②山陰道(斐川IC～出雲IC)⇒国道431号	東部高等技術校	東部高等技術校 (出雲市長浜町3057-11)
出東	①国道9号⇒国道431号 ②県道161号斐川出雲大社線⇒県道162号大社立久恵線⇒市道浜山公園線⇒国道431号		

資料5 避難ルート・避難退域時検査候補地・避難先市町・避難経由所（市外避難）一覧

避難元	避難ルート	避難退域時検査候補地	避難先市町	避難経由所（住所）
国富	①国道431号⇒県道28号出雲大社線⇒国道431号⇒くにびき海岸道路⇒国道9号⇒江津道路⇒浜田自動車道⇒中国自動車道（高田IC）⇒県道64号三次美土里線⇒県道6号吉田邑南線 ②県道161号斐川出雲大社線⇒国道431号⇒国道9号⇒県道39号湖陵掛合線（才谷トンネル）（⇒国道184号（志津見ダム付近）⇒県道325号佐田八神線⇒飯石広域農道）⇒国道54号 ③県道161号斐川出雲大社線⇒国道431号⇒国道9号⇒県道39号湖陵掛合線（才谷トンネル）⇒松江自動車道（吉田掛合IC）⇒中国自動車道（高田IC）⇒県道64号三次美土里線⇒県道6号吉田邑南線 ④国道431号⇒国道9号⇒県道39号湖陵掛合線（才谷トンネル）（⇒国道184号（志津見ダム付近）⇒県道325号佐田八神線⇒飯石広域農道）⇒国道54号 ⑤国道431号⇒国道9号⇒県道39号湖陵掛合線（才谷トンネル）⇒松江自動車道（吉田掛合IC）⇒中国自動車道（高田IC）⇒県道64号三次美土里線⇒県道6号吉田邑南線 ⑥国道9号⇒県道26号出雲三刀屋線⇒松江自動車道（三刀屋木次IC）⇒中国自動車道（高田IC）⇒県道64号三次美土里線⇒県道6号吉田邑南線	浜山公園	安芸高田市	甲田文化センターミューズ (甲田町高田原1446-3)
				高宮ハーモニー広場 (高宮町佐々部983-2)
久木	①国道9号⇒県道26号出雲三刀屋線⇒国道54号 ②県道161号斐川出雲大社線⇒国道431号⇒国道9号⇒県道39号湖陵掛合線（才谷トンネル）（⇒国道184号（志津見ダム付近）⇒県道325号佐田八神線⇒飯石広域農道）⇒国道54号 ③県道161号斐川出雲大社線⇒国道431号⇒国道9号⇒県道39号湖陵掛合線（才谷トンネル）⇒松江自動車道（吉田掛合IC）⇒中国自動車道（高田IC）⇒県道64号三次美土里線⇒県道6号吉田邑南線 ④国道431号⇒国道9号⇒県道39号湖陵掛合線（才谷トンネル）（⇒国道184号（志津見ダム付近）⇒県道325号佐田八神線⇒飯石広域農道）⇒国道54号 ⑤国道431号⇒国道9号⇒県道39号湖陵掛合線（才谷トンネル）⇒松江自動車道（吉田掛合IC）⇒中国自動車道（高田IC）⇒県道64号三次美土里線⇒県道6号吉田邑南線 ⑥国道9号⇒県道26号出雲三刀屋線⇒松江自動車道（三刀屋木次IC）⇒中国自動車道（高田IC）⇒県道64号三次美土里線⇒県道6号吉田邑南線	道の駅 掛合の里	吉田運動公園 (吉田町相合555-1)	

避難元	避難ルート	避難退域時 検査候補地	避難先市町	避難経由所 (住 所)
鰐淵	①国道 431 号⇒県道 28 号出雲大社線⇒国道 431 号⇒くにびき海岸道路⇒国道 9 号⇒国道 261 号⇒国道 191 号⇒国道 54 号⇒県道 84 号東海田広島線⇒県道 37 号広島三次線⇒県道 164 号広島海田線 ②国道 431 号⇒国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線（才谷トンネル）（⇒国道 184 号（志津見ダム付近）⇒県道 325 号佐田八神線⇒飯石広域農道）⇒国道 54 号⇒県道 84 号東海田広島線⇒県道 37 号広島三次線⇒県道 164 号広島海田線 ③国道 431 号⇒国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線（才谷トンネル）⇒松江自動車道（吉田掛合 IC）⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速 1 号、2 号線（東雲 IC）⇒県道 164 号広島海田線 ④国道 431 号⇒国道 9 号⇒江津道路⇒浜田自動車道⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速 1 号、2 号線（東雲 IC）⇒県道 164 号広島海田線	浜山公園	海 田 町	海田町立海田小学校 (昭和中町 2-55)
直江	①国道 9 号⇒国道 261 号⇒国道 433 号（⇒県道 40 号豊平芸北線） ②国道 9 号⇒江津道路⇒浜田自動車道（大朝 IC）⇒国道 433 号（⇒県道 40 号豊平芸北線） ③国道 9 号⇒国道 186 号（芸北方面） ④国道 9 号⇒国道 261 号 ⑤国道 9 号⇒江津道路⇒浜田自動車道（千代田 IC 又は大朝 IC）	湖陵総合公園	北 広 島 町	ふれあい公園豊平どんぐり村 (都志見 12609) 芸北運動公園 (細見 10141-16) 千代田運動公園 (壬生字西谷 500) 大朝運動公園 (大朝 11370)
阿宮	①県道 26 号出雲三刀屋線⇒松江自動車道（三刀屋木次 IC）⇒中国自動車道（戸河内 IC）⇒国道 186 号 ②国道 9 号⇒国道 186 号 ③国道 9 号⇒江津道路⇒浜田自動車道⇒中国自動車道（戸河内 IC）⇒国道 186 号 ④県道 26 号出雲三刀屋線⇒国道 54 号⇒国道 191 号	道の駅 たらば壱番地	安芸太田町	加計体育館 (大字加計 3838-1) 戸河内ふれあいセンター (大字戸河内 759-1)
鳴巣	①国道 431 号⇒県道 28 号出雲大社線⇒国道 431 号⇒くにびき海岸道路⇒国道 9 号⇒国道 261 号⇒国道 191 号⇒国道 54 号⇒県道 84 号東海田広島線⇒県道 37 号広島三次線⇒県道 164 号広島海田線 ②国道 431 号⇒国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線（才谷トンネル）（⇒国道 184 号（志津見ダム付近）⇒県道 325 号佐田八神線⇒飯石広域農道）⇒国道 54 号⇒県道 84 号東海田広島線⇒県道 37 号広島三次線⇒県道 164 号広島海田線 ③国道 431 号⇒国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線（才谷トンネル）⇒松江自動車道（吉田掛合 IC）⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速 1 号線（府中 IC） ④国道 431 号⇒国道 9 号⇒江津道路⇒浜田自動車道⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速 1 号、2 号（府中 IC）	浜山公園	府 中 町	くすのきプラザ (本町 1 丁目 10 番 15 号) 日焼山広場 (浜田 4 丁目 6 番 16 号) 揚倉山運動公園（下段） (山田 5 丁目 5 番 1 号)

避難元	避難ルート	避難退域時 検査候補地	避難先市町	避難経由所 (住 所)
伊波野				井口台公園 (西区井口台三丁目 6 番) 西部埋立第六公園 (西区商工センター一丁目 13 番) 西部埋立第八公園 (西区草津南一丁目 16 番) 石内南中央公園 (佐伯区石内南四丁目 1 番) 五月が丘第五公園 (佐伯区五月が丘五丁目 4 番) 薬師ヶ丘第六公園 (佐伯区五日市町大字薬師ヶ丘、 大字保井田) 美鈴が丘中央公園 (佐伯区美鈴が丘西一丁目 7 番ほか) 高須台中央公園 (西区高須台三丁目 21 番) 奥畠防災調節池公園 (安佐南区伴南三丁目 2 番) 西風新都東公園 (安佐南区沼田町大塚東三丁目 6 番) 若葉台中央公園 (安佐南区伴北七丁目 34 番) 彩が丘中央公園 (佐伯区河内南一丁目 21 番ほか) 東千田公園 (中区東千田町一丁目) 宇品第一公園 (南区宇品東二丁目 1 番) 渕崎公園 (南区東雲三丁目 18 番) 出島西公園 (南区出島二丁目 22 番) 比治山下公園 (南区比治山本町 8 番) 大芝公園 (西区大芝公園)
出西	①県道 26 号出雲三刀屋線→国道 54 号 ②県道 26 号出雲三刀屋線→松江自動車道（三刀 屋木次 IC）⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒ 山陽自動車道（広島 IC） ③国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線（才谷トンネ ル）（⇒国道 184 号（志津見ダム付近）⇒県道 325 号佐田八神線⇒飯石広域農道）⇒国道 54 号 ④国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線（才谷トンネ ル）⇒松江自動車道（吉田掛合 IC）⇒中国自 動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道（広島 IC）	道の駅 掛合の里	広 島 市	
大津				

避難元	避難ルート	避難退城時 検査候補地	避難先市町	避難経由所 (住 所)
川跡	①国道 9 号⇒国道 261 号⇒国道 191 号⇒国道 54 号 ②国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線（才谷トンネル）（⇒国道 184 号（志津見ダム付近）⇒県道 325 号佐田八神線⇒飯石広域農道）⇒国道 54 号 ③国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線（才谷トンネル）⇒松江自動車道（吉田掛合 IC）⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道（広島 IC） ④国道 9 号⇒江津道路⇒浜田自動車道⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道（広島 IC）	湖陵総合公園	広 島 市	吉島東公園 (中区吉島東三丁目 1 番) 千田公園 (中区千田町三丁目 7 番ほか) 吉島公園 (中区羽衣町 16 番) 鈴が峰公園 (西区鈴が峰町 45・46 番) 古田台公園 (西区古田台一丁目) ころ北公園 (安佐南区伴南一丁目ほか) A シティ中央公園 (安佐南区大塚西七丁目 41 番) 大塚学びの丘公園 (安佐南区大塚東三丁目 2 番) 伴西公園 (安佐南区伴西一丁目 6 番) 福木公園 (東区福田一丁目) 毘沙門台公園 (安佐南区毘沙門台三丁目 2 番) 毘沙門台東公園 (安佐南区毘沙門台東一丁目 23 番) 高取公園 (安佐南区高取北四丁目 17 番ほか) 八木梅林公園 (安佐南区八木一丁目 22 番) 春日野中央公園 (安佐南区山本新町二丁目 204 番 6) 口田南公園 (安佐北区口田南六丁目) 矢口が丘公園 (安佐北区口田南九丁目 19 番) 中山公園 (安佐北区落合四丁目 16 番) 西山公園 (安佐北区亀崎二丁目 4 番) 倉掛公園 (安佐北区倉掛三丁目 37 番) あさひが丘公園 (安佐北区あさひが丘三丁目 21 番) みどり坂中央公園 (安芸区瀬野西四丁目 1 番) みどり坂第一公園 (安芸区瀬野西二丁目 2 番)
四絡				

避難元	避難ルート	避難退域時 検査候補地	避難先市町	避難経由所 (住 所)
高浜	①国道 431 号⇒県道 28 号出雲大社線⇒国道 431 号⇒くにびき海岸道路⇒国道 9 号⇒江津道路 ⇒浜田自動車道⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道（広島 IC） ②国道 431 号⇒県道 28 号出雲大社線⇒国道 431 号⇒くにびき海岸道路⇒国道 9 号⇒国道 261 号 ⇒国道 191 号⇒国道 54 号 ③国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線（才谷トンネル）（⇒国道 184 号（志津見ダム付近）⇒県道 325 号佐田八神線⇒飯石広域農道）⇒国道 54 号 ④国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線（才谷トンネル）⇒松江自動車道（吉田掛合 IC）⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道（広島 IC）	浜山公園	広 島 市	安芸矢野ニュータウン中央公園 (安芸区矢野南二丁目 9 番)
	矢野新町公園 (安芸区矢野新町一丁目 1 番)			
	月が丘公園 (安芸区矢野東三丁目 12 番ほか)			
	寺山公園 (安佐北区可部東四丁目 28 番)			
遙堪				勝木台公園 (安佐北区亀山西二丁目 32 番)
高松	①国道 9 号⇒江津道路⇒浜田自動車道⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速 1 号、2 号⇒広島吳道路 ②国道 184 号⇒国道 54 号⇒国道 375 号⇒国道 185 号 ③国道 184 号⇒県道 39 号湖陵掛合線⇒松江自動車道（吉田掛合 IC）⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速 1 号、2 号⇒広島吳道路 ④国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線（才谷トンネル）（⇒国道 184 号（志津見ダム付近）⇒県道 325 号佐田八神線⇒飯石広域農道）⇒国道 54 号⇒国道 375 号⇒国道 185 号 ⑤国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線（才谷トンネル）⇒松江自動車道（吉田掛合 IC）⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速 1 号、2 号⇒広島吳道路	湖陵総合公園	吳 市	吳市体育館 (中央 4 丁目 1-1)
塩治	①国道 184 号⇒国道 54 号⇒国道 375 号⇒国道 185 号 ②国道 184 号⇒県道 39 号湖陵掛合線⇒松江自動車道（吉田掛合 IC）⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速 1 号、2 号⇒広島吳道路 ③国道 9 号（県道 277 号多伎江南出雲線）⇒県道 39 号湖陵掛合線（才谷トンネル）（⇒国道 184 号（志津見ダム付近）⇒県道 325 号佐田八神線⇒飯石広域農道）⇒国道 54 号⇒国道 375 号⇒国道 185 号 ④国道 9 号（県道 277 号多伎江南出雲線）⇒県道 39 号湖陵掛合線⇒松江自動車道（吉田掛合 IC）⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速 1 号、2 号⇒広島吳道路 ⑤国道 9 号⇒江津道路⇒浜田自動車道⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速 1 号、2 号⇒広島吳道路	出雲市 佐田行政センター	吳 市	吳市総合体育館 (広大新開 1 丁目 7-1)

避難元	避難ルート	避難退域時 検査候補地	避難先市町	避難経由所 (住 所)
今市	①国道 9 号⇒国道 261 号⇒国道 191 号⇒県道 38 号広島豊平線⇒県道 71 号広島湯来線⇒県道 290 号原田五日市線（石内バイパス）⇒国道 2 号 ②国道 9 号⇒江津道路⇒浜田自動車道⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道（廿日市 IC） ③国道 9 号⇒国道 186 号（吉和方面） ④国道 9 号⇒江津道路⇒浜田自動車道⇒中国自動車道（吉和 IC）	湖陵総合公園	廿日市市	もみのき森林公园 (吉和 1593 番地 75)
				宮園公園 (宮園四丁目 1 番)
				昭北グラウンド (木材港北 1063 番地 1)
				大野浄化センター (沖塩屋四丁目 6385 番地 35)
				廿日市市浄化センター (串戸一丁目 20 番 1 号)
稗原	①県道 51 号出雲奥出雲線⇒国道 54 号⇒県道 84 号東海田広島線⇒県道 37 号広島三次線⇒県道 164 号広島海田線⇒国道 31 号 ②県道 51 号出雲奥出雲線⇒松江自動車道（吉田掛合 IC）⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速 1 号、2 号⇒広島呉道路（坂北 IC） ③国道 184 号⇒県道 39 号湖陵掛合線（国道 184 号（志津見ダム付近）⇒県道 325 号佐田八神線⇒飯石広域農道）⇒国道 54 号⇒県道 84 号東海田広島線⇒県道 37 号広島三次線⇒県道 164 号広島海田線⇒国道 31 号 ④国道 184 号⇒県道 39 号湖陵掛合線⇒松江自動車道（吉田掛合 IC）⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速 1 号、2 号⇒広島呉道路（坂北 IC）	道の駅 掛合の里	坂町	坂町北新地グラウンド (北新地一丁目 2 番 75 号)
上津	①県道 26 号出雲三刀屋線⇒国道 54 号⇒国道 375 号⇒県道 340 号下竹仁久芳線⇒県道 33 号瀬野川福富本郷線⇒県道 46 号広島白木線⇒国号 2 号⇒県道 174 号瀬野呉線 ②県道 26 号出雲三刀屋線⇒松江自動車道（三刀屋木次 IC）⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速 1 号、2 号⇒広島呉道路（坂北 IC）⇒国道 31 号⇒県道 34 号矢野安浦線（広島熊野道路）	道の駅 掛合の里	熊野町	熊野町民体育馆・ 熊野町民グランド (川角五丁目 10 番 1 号)
朝山	①国道 184 号⇒国道 54 号⇒国道 191 号⇒県道 38 号広島豊平線⇒県道 71 号広島湯来線⇒県道 290 号原田五日市線（石内バイパス）⇒国道 2 号 ②国道 184 号⇒県道 39 号湖陵掛合線⇒松江自動車道（吉田掛合 IC）⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道（大竹 IC）	出雲市 佐田行政センター	大竹市	大竹市役所 (小方一丁目 11-1)

避難元	避難ルート	避難退城時 検査候補地	避難先市町	避難経由所 (住 所)
鵜飼	<p>①県道23号斐川一畠大社線⇒県道29号大社日御崎線⇒国道431号⇒県道28号出雲大社線⇒国道431号⇒くにびき海岸道路⇒国道9号⇒江津道路⇒浜田自動車道⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速1号、2号⇒広島呉道路⇒国道487号</p> <p>②県道23号斐川一畠大社線⇒県道29号大社日御崎線⇒国道431号⇒国道9号⇒県道39号湖陵掛合線（才谷トンネル）（⇒国道184号（志津見ダム付近）⇒県道325号佐田八神線⇒飯石広域農道）⇒国道54号⇒国道375号⇒国道185号⇒国道487号</p> <p>③県道23号斐川一畠大社線⇒県道29号大社日御崎線⇒国道431号⇒国道9号⇒県道39号湖陵掛合線（才谷トンネル）⇒松江自動車道（吉田掛合IC）⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速1号、2号⇒広島呉道路⇒国道487号</p>	浜山公園	江田島市	能美運動公園 (能美町鹿川 2041番地5)

資料6 避難所（市内避難）一覧

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
伊野 東 佐香 檜山	大社地域 荒木地区	大社高等学校	大社町北荒木 1473
		浜山公園施設（カミアリーナ）	大社町北荒木 1868-10
		荒木小学校	大社町北荒木 413
		荒木幼稚園	大社町北荒木 310
		荒木コミュニティセンター	大社町北荒木 389-2
灘分	大社地域 杵築地区	大社小学校	大社町杵築南 900-1
		大社中学校	大社町杵築南 1330
		大社幼稚園	大社町杵築南 1201
		たいしゃ保育園	大社町杵築南 1235
		大社コミニティセンター	大社町杵築南 1051-1
		大社文化プレイスうらら館	大社町杵築南 1338-9
		県立古代出雲歴史博物館	大社町杵築東 99-4
久多美	長浜地区	長浜小学校	荒茅町 3848
		長浜コミニティセンター	長浜町 514-11
		西部体育館	長浜町 514-11
		荒茅保育園	荒茅町 1021-6
		西園保育園	西園町 329
		外園保育園	外園町 204-1
平田	湖陵地域	湖陵コミニティセンター	湖陵町二部 1320
		湖陵幼稚園	湖陵町二部 1117
		湖陵中学校	湖陵町三部 1183
		湖陵小学校	湖陵町二部 1100
		湖陵体育センター	湖陵町板津 137-1
	佐田地域	潮の井荘	佐田町須佐 749-5
		須佐小学校	佐田町須佐 1137-1
		出雲須佐温泉ゆかり館	佐田町原田 737
		佐田スポーツセンター	佐田町反辺 1948-1
		文化練習館	佐田町反辺 1943

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
平田	佐田地域	佐田中学校	佐田町八幡原 200
		窪田コミュニティセンター	佐田町八幡原 492-6
		飯の原農村公園センターハウス	佐田町一窪田 657
		窪田小学校	佐田町一窪田 1430-8
		窪田保育所	佐田町一窪田 1430-1
北浜 西田	多伎地域	旧田儀小学校	多伎町口田儀 1221
		多伎中学校	多伎町多岐 785
		多伎小学校	多伎町多岐 900
		多伎コミュニティセンター	多伎町小田 73
		デイサービスセンターたき	多伎町小田 50-8
		多伎勤労者体育センター	多伎町久村 1341-1
出東	神門地区	神戸川小学校	下古志町 808
		河南中学校	神門町 1331
		出雲西高等学校	下古志町 1163
		神門幼稚園	知井宮町 481-1
		神門保育園	下古志町 475
		神門コミュニティセンター	知井宮町 801-1
		出雲ゆうプラザ	西新町 1-2547-2
	古志地区	古志幼稚園	古志町 1949
		古志コミュニティセンター	古志町 1122-6
		古志スポーツセンター	古志町 1955
莊原	神西地区	神西小学校	神西沖町 1090
		神西コミュニティセンター	神西沖町 447
		東神西コミュニティセンター	東神西町 939
		出雲養護学校	神西沖町 2485

資料7 避難所（市外避難）一覧

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
国富 久木	安芸高田市	クリスタルアージョ	吉田町吉田 761
		可愛小学校	吉田町山手 1165-3
		吉田運動公園	吉田町相合 555-1
		郷野小学校	吉田町桂 234
		甲田中学校	甲田町高田原 1250
		甲田文化センターミューズ	甲田町高田原 1446-3
		下佐コミュニティセンター	高宮町佐々部 1522-2
		上佐コミュニティセンター	高宮町佐々部 976-1
		高宮田園パラッソ	高宮町佐々部 957
		船佐小学校	高宮町佐々部 915-1
		船木ゆめ広場	高宮町船木 2334
		来原小学校	高宮町原田 3375
阿宮	安芸太田町	つぼの地区交流センター	大字坪野 644
		加計体育館	大字加計 3838-1
		香南文化センター	大字加計 488
		殿賀ふれあいプラザ	大字下殿河内 711-1
		戸河内ふれあいセンター	大字戸河内 759-1
		戸河内交流センター	大字戸河内 604-2
		上殿コミュニティセンター	大字上殿 506
		筒賀福祉センター	大字中筒賀 2802-5
鰐淵	海田町	海田町ひまわりプラザ	南つくも町 11 番 16 号
		海田公民館	中店 9 番 31 号
		海田町ふるさと館	畠二丁目 10 番 20 号
		海田町民センター	寺迫一丁目 1 番 29 号
		海田東公民館	寺迫二丁目 2 番 59 号
		海田町シルバープラザ	つくも町 6 番 3 号
上津	熊野町	くまの・みらい交流館	神田 15 番 4 号
		熊野第一小学校体育館	中溝四丁目 4 番 1 号
		熊野第三小学校体育館	貴船 15 番 1 号
		熊野第四小学校体育館	川角五丁目 13 番 1 号
		熊野第二小学校体育館	初神三丁目 25 番 1 号
		熊野中学校体育館	中溝六丁目 1 番 1 号
		熊野町公民館	中溝一丁目 11 番 2 号
		熊野町西部地域健康センター	貴船 6 番 1 号
		熊野町中央ふれあい館	中溝四丁目 7 番 16 号
		熊野町東部地域健康センター	新宮二丁目 12 番 1 号
		熊野町民体育館	川角五丁目 10 番 1 号
		熊野東公民館	初神三丁目 24 番 27 号
		熊野東中学校体育館	萩原一丁目 23 番 1 号
高松 塩治	吳市	吳市立阿賀小学校	阿賀南 2 丁目 1-1
		吳市立阿賀中学校	阿賀中央 5 丁目 14-16
		吳市立横路小学校	広横路 4 丁目 1-9
		吳市立横路中学校	広横路 4 丁目 9-15

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
高松 塩治	吳市	呉市立郷原小学校	郷原町 1584- 1
		呉市立郷原中学校	郷原町字大鳶 1706
		呉市立原小学校	阿賀北 4 丁目 3-16
		呉市立呉高等学校	阿賀中央 5 丁目 13-56
		呉市立広小学校	広杭本町 3-1
		呉市立広中央中学校	広吉松 2 丁目 15-1
		呉市立三坂地小学校	広中迫町 4-1
		呉市立仁方小学校	仁方本町 1 丁目 6-6
		呉市立仁方中学校	仁方桟橋通 16-8
		呉市立川尻小学校	川尻町久俊 1 丁目 5-24
		呉市立川尻中学校	川尻町西 1 丁目 23-47
		呉市立広南小学校	広長浜 4 丁目 1-26
		呉市立広南中学校	広長浜 4 丁目 1-9
		(旧)呉市立小坪小学校	広小坪 1 丁目 24-1
		呉市立白岳小学校	広駅前 1 丁目 6-1
		呉市立白岳中学校	広駅前 2 丁目 11-1
		スポーツ会館	二河町 1-8
		つばき会館	中央 6 丁目 2-9
		中央図書館	中央 3 丁目 10-3
		呉市立吉浦小学校	吉浦中町 2 丁目 6-5
		呉市立吉浦中学校	狩留賀町 8-6
		呉市立宮原小学校	宮原 4 丁目 8-1
		呉市立宮原中学校	船見町 1-1
		呉市立警固屋小学校	警固屋 7 丁目 5-1
		呉市立警固屋中学校	警固屋 7 丁目 4-1
		呉市立呉中央小学校	西中央 4 丁目 10-52
		呉市立呉中央中学校	西中央 4 丁目 10-52
		呉市立昭和西小学校	焼山宮ヶ迫 1 丁目 3-1
		呉市立昭和中央小学校	焼山中央 4 丁目 1-1
		呉市立昭和中学校	焼山中央 6 丁目 9-1
		(旧)呉市立昭和東小学校	苗代町字八幡野 39-2
		呉市立昭和南小学校	焼山此原町 14-1
		呉市立昭和北小学校	焼山本庄 1 丁目 6-1
		呉市立昭和北中学校	焼山泉ヶ丘 2 丁目 11-1
		呉市立長迫小学校	長迫町 12-5
		呉市立坪内小学校	宮原 12 丁目 13-1
		呉市立天応小学校	天応大浜 2 丁目 1-64
		呉市立東畠中学校	東畠 2 丁目 7-38
		呉市立片山中学校	東片山町 13-5
		呉市立本通小学校	寺本町 1-10
		呉市立明立小学校	伏原 2 丁目 6-38
		呉市立両城小学校	三条 2 丁目 15-12
		呉市立和庄小学校	八幡町 10-7
		呉市立和庄中学校	和庄登町 3-18
		呉市立莊山田小学校	東中央 3 丁目 1-23

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
伊波野 出西 高浜 遙堪 四絡 川跡 大津	広島市	広島市三入公民館	安佐北区三入 5 丁目 15 番 9 号
		安佐北区総合福祉センター（可部公民館）	安佐北区可部 3 丁目 19 番 22 号
		広島市亀山公民館	安佐北区亀山南 3 丁目 16 番 16 号
		安佐北区民文化センター	安佐北区可部 7 丁目 28 番 25 号
		広島市可部福祉センター	安佐北区可部南 2 丁目 23 番 28 号
		安佐南区民文化センター	安佐南区中筋 1 丁目 22 番 17 号
		広島市祇園公民館	安佐南区西原 1 丁目 13 番 26 号
		広島市祇園西公民館	安佐南区長束 6 丁目 10 番 28 号
		広島市佐東公民館	安佐南区緑井 6 丁目 29 番 25 号
		広島市東野公民館	安佐南区東野 2 丁目 22 番 7 号
		広島市安佐勤労青少年ホーム	安佐南区大町東 3 丁目 25 番 12 号
		広島市古市公民館	安佐南区古市 3 丁目 24 番 8 号
		広島市安東公民館	安佐南区安東 2 丁目 16 番 42 号
		広島市安公民館	安佐南区上安 2 丁目 2 番 46 号
		広島市真亀公民館	安佐北区真亀 1 丁目 3 番 27 号
		広島市倉掛公民館	安佐北区倉掛 1 丁目 12 番 1 号
		広島市総合防災センター	安佐北区倉掛 2 丁目 33 番 1 号
		広島市口田公民館	安佐北区口田 4 丁目 9 番 19 号
		広島市白木公民館	安佐北区白木町秋山 2391 番地 4
		広島市高陽公民館	安佐北区深川 5 丁目 13 番 12 号
		広島市日浦公民館	安佐北区あさひが丘 3 丁目 23 番 13 号
		青少年野外活動センター	安佐北区安佐町小河内 5135 番地
		広島市安佐公民館	安佐北区安佐町飯室 3455 番地の 1
		瀬野川公園	安芸区上瀬野町
		広島市瀬野公民館	安芸区瀬野 1 丁目 29 番 21 号
		広島市中野公民館	安芸区中野 3 丁目 20 番 9 号
		広島市畠賀福祉センター	安芸区畠賀 3 丁目 30 番 14 号
		広島市阿戸公民館	安芸区阿戸町 6166 番地
		広島市瀬野福祉センター	安芸区瀬野 1 丁目 4-19
		広島市阿戸福祉センター	安芸区阿戸町 6038 番地
		広島市戸坂公民館	東区戸坂出江 2 丁目 10 番 26 号
		広島市中山福祉センター	東区中山南 1 丁目 5-39
		広島市温品福祉センター	東区上温品 1 丁目 24-1
		広島市南区スポーツセンター	南区楠那町 7 番 31 号
		広島市船越公民館	安芸区船越 5 丁目 22 番 23 号
		安芸区民文化センター	安芸区船越南 3 丁目 2 番 16 号
		広島市矢野公民館	安芸区矢野西 5 丁目 24 番 2 号
		広島市矢野福祉センター	安芸区矢野西 6 丁目 12-1
		広島市中区スポーツセンター	中区千田町 3 丁目 8 番 12 号
		J M S アステールプラザ（国際青年会館を除く）	中区加古町 4 番 17 号
		広島国際会議場	中区中島町 1 番 5 号

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
伊波野 出西 高浜 遙堪 四絡 川跡 大津	広島市	広島市文化交流会館（旧広島厚生年金会館）	中区加古町3番3号
		広島市舟入公民館	中区舟入川口町2番8号
		広島市吉島公民館	中区吉島西3丁目2番10号
		広島市吉島体育館	中区吉島西3丁目2番11号
		広島市吉島福祉センター	中区吉島東2丁目17-30
		広島市中央公民館	中区西白島町24番36号
		鷺野橋職員会館	中区大手町5丁目6番3号
		広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）	中区大手町5丁目6番9号
		広島市早稲田公民館	東区牛田東4丁目19番1号
		西区民文化センター	西区横川新町6番1号
		広島市牛田公民館	東区牛田新町1丁目8番3号
		広島市三篠公民館	西区打越町10番23号
		三滝少年自然の家	西区三滝本町1丁目73番20号
		広島市戸坂福祉センター	東区戸坂大上1丁目4-22
		東区民文化センター	東区東蟹屋町10番31号
		広島市東地域交流センター	東区尾長東1丁目14番10号
		広島市心身障害者福祉センター	東区光町2丁目1番5号
		広島市仁保公民館	南区仁保新町1丁目8番6号
		南区民文化センター	南区比治山本町16番27号
		広島市竹屋公民館	中区宝町3番15号
		広島市大河公民館	南区北大河町15番12号
		広島市南区スポーツセンター宇品体育館	南区宇品海岸3丁目6番54号
		広島市宇品公民館	南区宇品御幸4丁目1番2号
		広島市似島公民館	南区似島町字家下752番地の74
		似島臨海少年自然の家	南区似島町字東大谷182番地
		広島市西地域交流センター	西区福島町1丁目19番12号
		広島市南観音公民館	西区観音新町2丁目16番46号
		広島市観音公民館	西区観音本町2丁目1番77号
		広島市己斐公民館	西区己斐中1丁目6番20号
		広島市立大学	安佐南区大塚東3丁目4番1号
		スマジ交通ミュージアム	安佐南区長楽寺2丁目12番2号
		広島市戸山公民館	安佐南区沼田町阿戸269番3号
		広島市沼田公民館	安佐南区伴東7丁目64番8号
		広島市安佐南区スポーツセンター	安佐南区伴東3丁目13番16号
		広島市河内公民館	佐伯区五日市町大字上河内537番地
		広島市河内体育館	佐伯区五日市町大字上河内537番地
		広島市古田公民館	西区古江西町19番15号
		広島市西区スポーツセンター	西区庚午南2丁目41番1号
		広島市鈴が峰公民館	西区鈴が峰町44番1号
		広島市井口公民館	西区井口鈴が峰台2丁目14番8号
		広島市草津公民館	西区草津東2丁目20番7号

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
伊波野 出西 高浜 遙堪 四絡 川跡 大津	広島市	広島市佐伯区スポーツセンター湯来体育馆	佐伯区湯来町大字白砂 1215 番地の 1
		石内福祉センター	佐伯区石内南 1 丁目 5 番 1 号
		広島市湯来西公民館	佐伯区湯来町大字多田 2712 番地
		広島市藤の木公民館	佐伯区藤の木 2 丁目 27 番 7 号
		広島市八幡公民館	佐伯区八幡 3 丁目 23 番 22 号
		広島市五月が丘公民館	佐伯区五月が丘 5 丁目 3 番 33 号
		湯来福祉会館	佐伯区湯来町大字和田 333 番地
		広島市湯来南公民館	佐伯区湯来町大字伏谷甲 13 番 1 号
		佐伯区民文化センター	佐伯区五日市中央 6 丁目 1 番 10 号
		広島市美鈴が丘公民館	佐伯区美鈴が丘南 3 丁目 1 番 9 号
		広島市五日市公民館・広島市佐伯勤労青少年ホーム	佐伯区新宮苑 11 番 14 号・佐伯区新宮苑 11 番 43 号
		広島市佐伯区スポーツセンター	佐伯区楽々園 6 丁目 1 番 27 号
		広島市五日市中央公民館	佐伯区五日市中央 4 丁目 8 番 20 号
		広島市楽々園公民館・老人いこいの家楽々荘	佐伯区楽々園 5 丁目 8 番 32 号
鵜飼	江田島市	江田島市スポーツセンター	能美町中町 3699-2
稗原	坂町	町民交流センター(Sunstar Hall)	坂東 2 丁目 20 番 1 号
		町民センター	平成ヶ浜 1 丁目 1 番 1 号
		B & G 海洋センター	北新地 1 丁目 2 番 75 号
朝山	大竹市	大竹市総合市民会館	立戸 1 丁目 6-1
今市	廿日市市	吉和市民センター	吉和 3425 番地 1
		玖島市民センター	玖島 4347 番地 1
		広島県立もみのき森林公园	吉和 1593 番地 75
		広島県立佐伯高等学校	津田 850 番地
		浅原市民センター	浅原 2654 番地 3
		友和市民センター	友田 407 番地 1
		阿品市民センター	阿品 2 丁目 23 番 8 号
		阿品台市民センター	阿品台 4 丁目 1 番 41 号
		宮園市民センター	宮園 3 丁目 1 番地 5
		原市民センター	原 439 番地 2
		四季が丘市民センター	四季が丘 5 丁目 13 番地 3
		広島県立廿日市高等学校	桜尾 3 丁目 3 番 1 号
		中央市民センター	天神 11 番 29 号
		平良市民センター	平良 2 丁目 7 番 6 号
		広島県立宮島工業高等学校	物見西 2 丁目 6 番 1 号
		大野市民センター	大野 1328 番地
		大野西市民センター	丸石 2 丁目 5 番 17 号
		大野体育馆	大野 1328 番地
		宮内市民センター	宮内 1553 番地
		串戸市民センター	串戸 2 丁目 13 番 13 号
		広島県立廿日市西高等学校	阿品台西 6 番 1 号
		地御前市民センター	地御前 3 丁目 10 番 5 号

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
鳩巣	府中町	くすのきプラザ	本町1丁目 10-15
		府中公民館	本町2丁目 15-1
		府中町立体育館	本町1丁目 10-1
直江	北広島町	とよひらウイング	都志見 12609
		芸北 B&G 海洋センター	細見 10141-16
		千代田総合体育館	壬生 500
		大朝 B&G 海洋センター	大朝 11370
合計	12	218	

資料8 広域福祉避難所（候補施設）一覧

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
伊野 東 檜山 佐香 灘分 久多美 平田 西田 北浜 莊原 出東	出雲市	西部高齢者健康交流館	知井宮町 2547-2
		出雲サンホーム地域交流ホーム「恵」	神西沖町 1315
		交流館はまぼうふう	西園町 3367
		養護老人ホーム長浜和光園	西園町 4015
		多伎介護予防生活支援施設かくれい館	多伎町久村 1341-1
		大社健康福祉センター	大社町杵築南 1397-2
		荒木サポートセンター	大社町北荒木 389-2
国富 久木	安芸高田市	ふれあいセンターいきいきの里	吉田町常友 1254-15
		吉田生活改善センター	吉田町多治比 613-1
		可愛振興センター	吉田町山手 1392-2
		丹比西コミュニティ集会所	吉田町多治比 1691-1
		房後ふれあいセンター	高宮町房後 257
		甲田人権会館	甲田町高田原 1458
		高宮老人福祉センター「福寿荘」	高宮町原田 1779-1
阿宮	安芸太田町	川・森・文化・交流センター	加計 5908-2
		グリーンスパつつが	中筒賀 280
鰐淵	海田町	海田町福祉センター	日の出町 2 番 35 号
上津	熊野町	熊野町中央地域健康センター	中溝 1 丁目 11 番 1 号
		熊野町老人福祉センター	中溝 1 丁目 11 番 2 号
高松 塩治	吳市	阿賀まちづくりセンター	阿賀中央 6 丁目 2-16
		昭和まちづくりセンター	焼山中央 2 丁目 8-12
		郷原まちづくりセンター	郷原町 1585-8
		吉浦まちづくりセンター	吉浦東本町 1 丁目 7-23
		広まちづくりセンター	広古新開 2 丁目 1-3
		二川まちづくりセンター	築地町 3-1
		川尻まちづくりセンター	川尻町東 1 丁目 1 番 21 号
		仁万まちづくりセンター	仁万本町 1 丁目 6-11
伊波野 出西 高浜 遙堪 四絡 川跡 大津	広島市	ケアハウスラポーレ東千田	中区東千田町 1 丁目 1 番 48 号
		広島原爆養護ホーム舟入むつみ園	中区舟入幸町 14 番 11 号
		特別養護老人ホーム悠悠タウン江波	中区江波西 2 丁目 14 番 8 号
		特別養護老人ホームふくだの里	東区福田 5 丁目 1165 番地の 3
		特別養護老人ホーム虹の里	東区馬木 2 丁目 1398 番地の 1
		虹の里第 2 特別養護老人ホーム	東区馬木 3 丁目 26 番 2-4 号
		特別養護老人ホームへさか福寿苑	東区戸坂大上 1 丁目 5 番 1-8 号

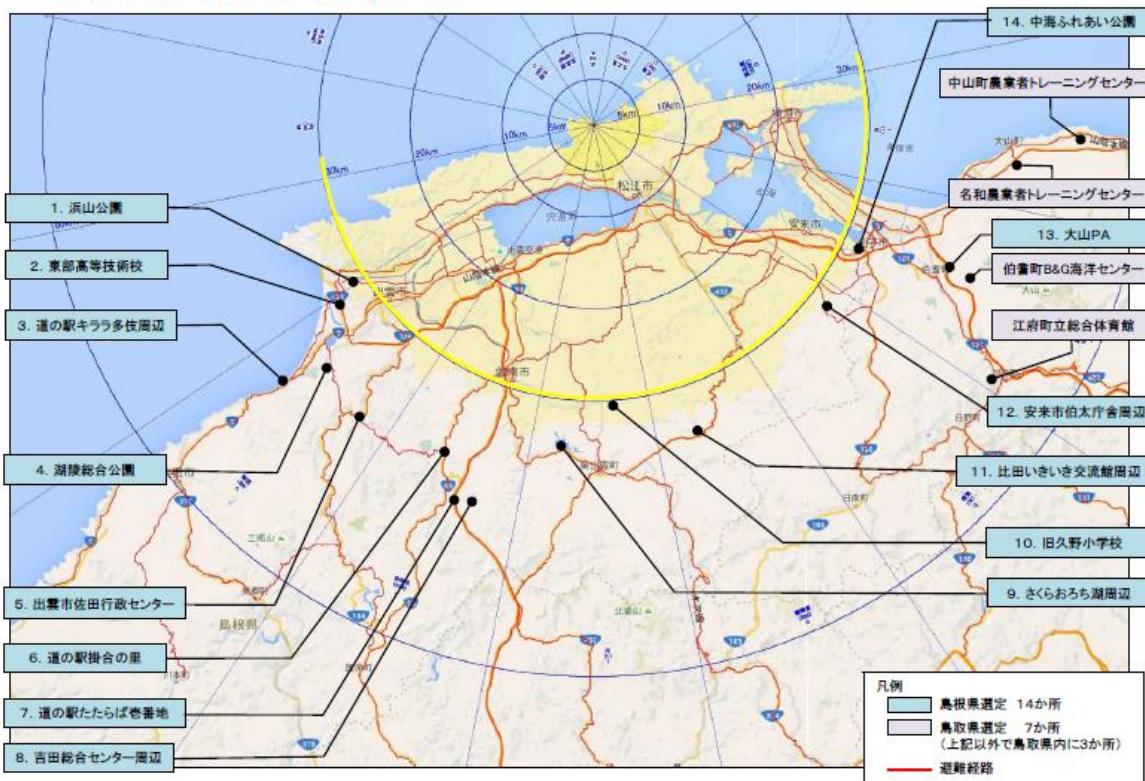
避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
伊波野 出西 高浜 遙堪 四絡 川跡 大津	広島市	特別養護老人ホーム神田山長生園	東区牛田新町1丁目18番1号
		広島原爆養護ホーム神田山やすらぎ園	東区牛田新町1丁目18番2号
		デイサービスセンター光明	東区牛田本町5丁目1番2号
		特別養護老人ホーム寿老園	東区山根町38番23号
		就労サポートセンターSOAR・SOAR きつき	東区若草町15番20号
		就労サポートセンターSOAR・SOAR つつじ	東区若草町15番20号
		特別養護老人ホーム蓬莱園	東区東山町1番9号
		特別養護老人ホーム光清苑	南区出汐2丁目3番46号
		障害者支援施設光清学園成人部	南区出汐2丁目3番46号
		特別養護老人ホームひうな荘	南区日宇那町30番1号
		特別養護老人ホーム広島和光園	南区宇品東三3丁目6番26号
		養護老人ホーム広島平和養老館	南区似島町東大谷3073番地の5
		広島市立広島特別支援学校	南区出島4丁目1番1号
		特別養護老人ホームリバーサイド中広	西区中広町2丁目15番15号
		障害者支援施設いくせい	西区打越町17番27号
		特別養護老人ホームくすの木苑	西区福島町2丁目33番30号
		地域交流スペース夢トピア	西区観音新町3丁目9番9号
		特別養護老人ホーム千歳園	西区山田新町2丁目7番2号
		特別養護老人ホーム川内の里	安佐南区川内1丁目21番29号
		ケアハウスふれ愛	安佐南区上安6丁目31番1号
		特別養護老人ホーム慈光園	安佐南区高取北1丁目17番41号
		特別養護老人ホーム春日野園	安佐南区山本新町2丁目18番9-14号
		広島市総合リハビリテーションセンター	安佐南区伴南1丁目39番1号
		どんぐり学園	安佐南区大塚西3丁目8番1号
		広島どんぐり作業所	安佐南区大塚西3丁目8番1号
		特別養護老人ホーム和楽荘	安佐南区伴西5丁目1432-1
		特別養護老人ホーム友愛園	安佐南区伴東2丁目30番11号
		太田川学園	安佐南区伴東3丁目16番1号
		障害者支援施設 白木の郷	安佐北区白木町小越10230番地
		生活介護事業者 ラピスラズリ	安佐北区白木町三田8924の2
		広島原爆養護ホーム倉掛のぞみ園	安佐北区倉掛3丁目50番1号
		特別養護老人ホームなごみの郷	安佐北区落合南町196番地1
		特別養護老人ホーム谷和の里	安佐北区可部町綾ヶ谷2175番地
		特別養護老人ホームくちた園	安佐北区口田南1丁目9番8号

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
伊波野 出西 高浜 遙堪 四絡 川跡 大津	広島市	特別養護老人ホーム山まゆ	安佐北区大林町 162 番地 2
		広島県立広島北特別支援学校	安佐北区三入東 1 丁目 25 番 1 号
		養護老人ホーム緑ヶ丘静養園	安佐北区可部 6 丁目 9 番 14 号
		ケアハウスかんべ村	安佐北区可部 7 丁目 13 番 15-1-7 号
		特別養護老人ホーム可部南静養園	安佐北区可部南 2 丁目 19 番 33 号
		特別養護老人ホームナーシングホームゆうゆう	安佐北区安佐町後山 12415 番地 5
		瀬野川学園 安芸柏の実苑 濑野柏の実苑	安佐北区上瀬野南 1 丁目 338-3
		特別養護老人ホームあきなかの	安芸区中野 3 丁目 9 番 5 号
		広島原爆養護ホーム矢野おりづる園	安芸区矢野東 2 丁目 4 番 25 号
		障害者サービス森の工房やの	安芸区矢野東 2 丁目 4 番 26 号
		特別養護老人ホーム湯来保養園	佐伯区湯来町白砂 82 番 4 号
		見真学園	佐伯区五日市町石内 1920 番地
		自然の村	佐伯区五日市町石内 1920 番地
		特別養護老人ホーム石内慈光園	佐伯区五日市町石内 6405-1
		特別養護老人ホーム五日市あかり園	佐伯区五日市町下河内 591-1
		特別養護老人ホームやすらぎの里	佐伯区五月が丘 4 丁目 15 番 6 号
		特別養護老人ホーム陽光の家	佐伯区三宅 6 丁目 105 番地
鵜飼	江田島市	能美福祉センター	能美町鹿川 2060
		中町公民館	能美町中町 4940
稗原	坂町	保健センター	坂西 1 丁目 18 番 14 号
		町民センター	平成ヶ浜 1 丁目 1 番 1 号
朝山	大竹市	サントピア大竹	西栄 2 丁目 4-1
今市	廿日市市	廿日市市総合健康福祉センター	新宮 1 丁目 13 番 1 号
		大野福祉保健センター	大野 4124 番地
		吉和福祉センター	吉和 1771 番地 1
		さいき文化ホール	津田 4218 番地
鳶巣	府中町	福寿館	浜田本町 5-25
		くすのきプラザ小アリーナ	本町 1 丁目 10-15
直江	北広島町	大朝保健センター	大朝 2497
		豊平保健福祉総合センター	阿坂 4705
		大朝福祉センター（町社協事務所）	大朝 2513-1
		千代田中央公民館	有田 1220-1

資料9 避難退域時検査場所候補地一覧

	検査場所候補地	所在地
1	浜山公園	出雲市大社町北荒木
2	東部高等技術校	出雲市長浜町
3	道の駅キララ多伎周辺	出雲市多伎町多岐
4	湖陵総合公園	出雲市湖陵町三部
5	出雲市佐田行政センター	出雲市佐田町反辺
6	道の駅掛合の里	雲南市掛合町掛合
7	道の駅たたらば壱番地	雲南市吉田町民谷
8	吉田総合センター周辺	雲南市吉田町吉田
9	さくらおろち湖周辺	雲南市木次町北原
10	旧久野小学校	雲南市大東町上久野
11	比田いきいき交流館周辺	安来市広瀬町西北田
12	安来市伯太庁舎周辺	安来市伯太町東母里
13	大山PA	鳥取県西伯郡伯耆町
14	中海ふれあい公園	安来市穗日島町

＜避難退域時検査候補地位置図＞



資料 10 島根原子力発電所 30 km 圏の現況

